

第四十六回 参議院 石炭対策特別委員会 會議録第三号

昭和三十九年三月十二日(木曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

二月二十一日

補欠選任

鍋島 直昭君 松平 勇雄君

出席者は左のとおり。

委員長

岸田 幸雄君

理事

龜井 光君

大矢 正君

小宮市太郎君

委員

柳木 亨弘君

二木 謙吾君

堀 末治君

山下 春江君

吉武 恵市君

阿具根 登君

阿部 竹松君

大河原 一君

小柳 勇君

柳岡 秋夫君

鈴木 一弘君

田畑 金光君

國務大臣

通商産業大臣

福田 一君

労働大臣

大橋 武夫君

政府委員

通商産業省

新井 眞一君

通商産業省

川原 英之君

山保安局長

村上 茂利君

労働省労働基準局長

労働省職業安定局長 有馬 元治君

労働省職業訓練局長 松永 正男君

事務局側

常任委員

小田橋貞壽君

会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○当面の石炭対策樹立に關する調査

(昭和三十九年度石炭対策の施策及び予算に關する件)

○石炭被害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(岸田幸雄君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。

本日は、大竹平八郎君から理事辞任の申し出がございましたので、その件を議題とし、次に、過日の予備審査のため付託されました石炭被害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を聴取した後、当面の石炭対策樹立に關する調査の一環として、労働大臣の所信並びに同省所管の石炭関係予算の説明を聴取いたし、その後、労働、通産両大臣に対し、質疑を行なうこととなりましたので、御了承をお願いいたします。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、委員の異動について御報告いたします。

二月二十一日、鍋島直昭君が委員を辞任され、その補欠として松平勇雄君が選任されました。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、理事の辞任及び補欠互選の件を議題といたします。

大竹平八郎君から、都合により、理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、理事に小宮市太郎君を指名いたします。(拍手)

○委員長(岸田幸雄君) 次に、当面の石炭対策樹立に關する調査を議題といたします。

本調査の一環として、労働大臣から石炭対策の諸施策について所信を承ります。大橋労働大臣。

○國務大臣(大橋武夫君) 石炭鉱業に關する当面の諸施策につきまして一言

所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

昨年十一月三池鉱業所におきまして、炭じん爆発により死亡者四百五十八名のほか多数の重軽傷者を出す大惨事の発生をみましたことはまことに遺憾にたえないところであります。この災害の発生に伴う諸対策につきましては、本委員会の各位にも種々御心労をわすれずまいりましたところであり、また、政府といたしましては、すでに御報告申し上げましたように、直ちに臨時三池災害対策本部を現地に設け、あるいは医療調査団を派遣し、被災者や遺族の方々に対する療養・援護措置等の徹底に全力をあげてまいりましたのであります。これらの方々に対する災害補償につきましては、その適正な実施のため最大限の努力をし、遺族補償費および葬祭料約四億八千万円につきまして、労災保険から迅速にその支給を完了しております。

また、一酸化炭素中毒患者に対しましては、療養及び休業に關する補償を行なうとともに、その治療につきましても、労働省としては格別の配慮を行なつていくところであります。一酸化炭素中毒は、後遺症が残ることが懸念される特殊な疾病でありますので、専門医家の手により治療方針、健康管理方針、就労基準等の作成につとめ、これらの基準に従って治療を行なつておりますが、なお、昨年末の医療調査団の報告に基づきまして、現在各地の病院等に分散している患者のうち、中等

程度の病状の方々を集中收容して、特殊の治療を施すための療養施設を、労災保険施設として、大牟田地区に開設することを決定し、目下鋭意その準備を急ぎ、二月の初めに開設に至つたところであります。さらに、遺族の方々の就職対策につきましては三井鉱山株式会社におきまして、三井鉱山採用するほか、縫製工場の誘致、コンクリート工場等の新設、拡充などにより、その就職に全力をあげてまいりましたのであります。労働省といたしましては、関係方面との密接な協力のもとに、職業紹介、職業訓練その他各般の就職促進のための援助業務を強力に推進し、これらの遺族の方々の職業と生活の安定を確保してまいりたいと存じます。特に一酸化炭素中毒患者の家族につきましては、患者の看護に使用する等の措置を講じております。

次に、石炭鉱業の合理化に伴う雇用・労働条件の問題につきましては、石炭鉱業調査団の答申にもありますとおり、炭鉱で働く労働者の方々には、将来、他の産業の労働者に匹敵する近代的な環境と労働条件のもとで安定した職場を得ることができるよういたしました。また、やむなく炭鉱を去る労働者の方々に対しましては、他産業に安定した再就職の職場を確保いたすという基本方針のもとに各般の抜本的な対策を鋭意講じてまいりました次第であります。特に昨年は、石炭各社の合理化と人員整理が当初予定いたしました以上に進み、三十八年度中に約四万人の離

職者が発生する見通しとなつてまいりましたため、昨年十一月石炭鉱業審議会の意見を聞いて、移住資金、宿舍、職業訓練等に関する計画の拡充措置を講じてまいりました。ところで、最近の状況をみると、石炭各社の生産も高効率による出炭の体制が着々と確立されつつあり、人員整理を伴う合理化はほぼ峠を越した感がありますが、いまなお、産炭地域等では二万をこえる合理化離職者の方々が新しい職場を求めて再就職活動をなさっている現状にかんがみまして、まず、これら炭鉱離職者の方々に安定した再就職職場を確保できるよう、より一層の努力を重ねてまいらる考へであります。

なお、石炭鉱業の高効率、高賃金を柱とした経営生産体制を確立して労働者の雇用と生活の安定をはかるためには、基幹労働力を確保しなければならぬという問題もありませんので、合理化に伴う人員整理がすでに一段落したビルド炭鉱に關しましては、今後必要労働力の確保について、炭鉱離職者で補充できない場合等には十分考慮してまいらる所存であります。

さらに石炭鉱業に働く労働者の労働条件の確保につきましては、石炭鉱業における合理化措置に即応し、従来から監督行政の重点項目として取り上げ、各鉱山に対し、鋭意監督指導を実施してまいりましたところでもあります。特に昨年十一月には、三池災害の発生を契機といたしまして、その直後、全国一斉に強力な監督を実施したのであります。今後におきまして、このような方針のもとに、なお一層の努力を重ねてまいらる所存でございます。

石炭鉱業における保安の問題につき

ましては、当省としては、かねてより労働者保護という見地から重大な関心をもち、通産省に對して、常に密接な連絡を保つとともに、必要に應じ勧告を行なう等、安全確保のため諸般の努力を重ねてまいりましたのでありますが、不幸にして、三池災害のような大惨事の発生をみましたことは、真に遺憾に存じます。このような大惨事が二度と起こりませぬよう、石炭鉱山における保安につきましては、労働省といたしまして、その立場から必要な措置について鋭意検討をいたし、保安体制、保安教育、炭じん爆発の防止、緊急時の措置等につきまして、通産省に對し、勧告を行なつた次第であります。今後とも、石炭鉱山における危害の防止に關し、さらに万全を期する所存であります。

以上、当面の諸施策に關連して所信の一端を申し上げた次第であります。今後とも各位の御意見を十分拝聴しながら、行政の推進に一そう力を尽くしてまいりたいと存じます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(岸田幸雄君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(岸田幸雄君) 速記をつけ

それでは、引き続きまして労働省所管の石炭関係予算案について御説明を願います。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は、今日、局長から御説明を申し上げる予定でございましたが、あいにく他の会議と時間が競合いたしましたので、予算につきまして、私から大要申し上げさせていただきます。

昭和三十三年年度の石炭離職者対策関係の予算案の内容につきましては、ただいまお手元に印刷物を配付いたしましたので、これをごらんをいたされたいと存じます。これらの内容につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

まず、離職者対策関係の予算の総額は百四十一億九千七百円でございます。昨年度の該当の金額九十三億八千四百二十六万六千円に比しますと、四十七億一千五百八十三万一千円の増加と相なつておるのでございます。御承知のとおり、昨年は石炭離職者の発生が予想より上回つてまいりましたので、年度中途におきまして計画を改定する必要があつたのでございまして、むしろ昨年は予定以上の進み方をいたしましたので、離職者の発生も大体峠を越したというふうに私も見えておるのでございます。しかしながら、昨年以來の実績に徴しまして、いろいろ施策の拡充すべき点がありましたので、これらについて特に重点を置くことにいたしましたのでございます。

特に、来年度におきます施策の特徴といたしましては、就職促進手当でございまして、これは昨年のいろいろないきさつがございまして、四百五十円を日額の最高限とし、そのほか、家族扶養のための手当を付するということに相なつておつたのであります。今年は物価の上昇その他の理由によりまして、生活保護あるいは諸般の手当等も増額をいたしましたので、この手当につきましても、他と比率をとつて増額するのが適当ではないかということも考えたのでございますが、これに

つきましては、むしろ再就職を促進するという意味におきまして、就職の際に、就職のための特別の手当を新しく設けるということによりまして、就職促進手当そのものの金額は動かさないと措置をとつたわけでございます。

それから、未亡人対策といたしまして、民営事業助成費のうちに八百二十万円新規に計上をいたしましたのでございますが、これも全く新しい項目でございます。

次に、炭鉱離職者緊急就職対策事業の経費について申し上げますが、緊急就職対策事業につきましては、今年の十二月をもちまして、現在の根拠法となつております関係法律の経過時期が終了いたしましたことと相なつておるのでございます。しかしながら、昨年来、関係市町村等の強い要望がございまして、この事業は、法案の規定する今年末をもって打ち切りということなく、当分延長してもらいたいということでございます。政府といたしましては、これらの事情を検討いたしました結果、若干人員は削減いたしました上、これは昭和四十二年の末まで、すなわち、四十三年三月まで引き続き実施をするという方針を決定いたしましたのでございます。ただし、この決定に伴います法案の提出は予定いたしましたのでございせん。というのは、政府といたしましては、単なる助成費の支出、補助金の支出ということならば、これは予算の執行でございまして、毎年必要なる予算を組むという意味の閣議決定によつて制度の存続を保証しておきたい、法律はこの種の補助金については漸次整理をするようにしたいという考へでございましたので、

その考へのもとに予算は一年分計上し、また、四十二年度まで引き続きこの事業を実施するという方針を決定いたしましたのでありますが、法案は提出いたさないという方針をとつていたのでございます。

最後に、移転就職者用宿舍の建設でございますが、昨年は炭鉱離職者のために三千三百戸を建設いたしましたのでございまして、今年は住宅の必要を一そう痛感いたしましたので、炭鉱離職者のための住宅として、あらためて七千戸を建設するという計画にいたしてあるわけでございます。その他の項目につきましては、人員の予定等で多少の増減があり、これらに伴ひましたものもございまして、おおむね昨年の措置を引き続き実施するという考へのもとに必要な経費を計上いたした次第でございます。

まことに不十分でございますが、一応今年度の予算を説明させていただきました。

○委員長(岸田幸雄君) ただいまの労働大臣の所信表明及び同省所管の石炭関係予算並びに通産大臣に對して質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○大河原一孝君 私、前回の委員会には出席できなかったものでありますが、議事録等でいろいろ質疑の内容等は承知いたしております。したがって、本日私は、前回において各委員から提案された意見、質問等を避けまして御質問申し上げたいと思つたのですが、まず、先に通産大臣にお伺いしますが、通産大臣も所信表明の中で、有沢調査

団長による石炭対策大綱に準拠して今日まで抜本的な施策の実施に当たってきたと述べられているのであります。これはすでに通産大臣にしても、あるいは労働大臣にしても、認められているところだろふと思ひますが、私が聞きたいのは、大綱の線が相当くずれているのではないか。特に雇用関係と合理化計画との問題であります。当初われわれにおきましては、あの合理化法案が委員会に提案された場合に、非常に問題として取り上げたこの合理化計画と雇用計画の問題であります。もちろん私も、雇用計画のないところに合理化計画はあり得ないという、そういうような態度をもつて政府に要望したところでございますが、なかなか雇用計画、即ち合理化計画というふうには考えられない実情もあつたのだろふと思ひます。同時に、また、炭鉱自体の自主的な合理化という中から不測の離職者を出しているという、こういう現実の問題もあつたわけでありまして、なかなか雇用計画、即ち合理化計画というふうには考えられないと思ひますが、しかし、通産大臣も言われているように、やはり有沢団長の答申に基づいて抜本的な施策を進めてきたと、こういうことをおっしゃつておられるわけですが、実際はそうではなくて、合理化計画だけが非常に先走つていて、これは大臣も合理化計画が非常に進み過ぎているというふうなことも述べられておつたようでありまして、今日あらためて私はその点をお聞きしたいのであります。今日のよう

あるいはまた産炭地計画がこれにマッチした線に進んでいないというのが現実の問題であります。したがつて、今日の経過と経緯等も考えましたときに、やはり通産大臣におきまして、今後この合理化計画と雇用計画とをどうのようによつてマツチせしめて進めていくか、というふうにお考えになつておるか、その点をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 大河原委員のお話のように、私たちは有沢調査団の答申の線に沿つてスクラップ・アンド・ビルドの計画を進めてまいつておるのであります。が、事実問題として、合理化が一段前進しておるといふことは確かに事実であります。ただ、しかし、それだけではなく、雇用関係と合理化の関係におきましては、雇用は非常に山の閉山以上に進んだことも事実でございます。今日十二万七千の労働者がまあ残つて仕事をしておるというのであります。これは大体の予定からいいますと、十四万五、六千ぐらいの予定であつたのであります。それが二万以上早く山を去ることになつてゐる。原因はいろいろあるものであります。これは予算委員会等でも御質問をいただいたわけでありまして、結局は石炭産業というものは将来性があまりないのではないかと、われわれとしては四十二年までに完全に高効率、高賃金のりつぱな産業として育てるつもりでせつかく努力をいたしておる段階であります。が、労働者のほうから見れば、また、一般世間から見れば、あまりどうも見込みはないというので、自発的に山をやめていくという人が相当多かつたことも事実であります。そういうことからして、今度は自発的に山をやめる人が出てくるという

ることになります。スクラップして、そして次のビルドに移す段階になつて、ビルド山自体においても相当やめていく人がある。そうすると、その配置転換、いろいろな問題が起きまして、それがやはり生産に相当な悪影響を与えておつたことも事実だと思ひるのであります。今年度の出炭量は大体五千二百萬トン前後と見られておりますが、まあ本年度においても五千四百萬に達するか達しないかというやうな事情にある。こういうことを見ても、このときは、いささかその意味で事情が変わつてきておるといふことはいふまでもないところでありまして、われわれとしては、しかし、やはり将来は標準炭価による五千五百萬トンという点を維持しながら、なおかつ高効率、高賃金の産業として、りつぱに石炭産業が成り立つやうに今後努力を続けてまいりたい、かやうに考えておるのでございます。実際にいへば、計画をやつてみるという、やはり先走るといふことが、みんなが、特にいまはほかの産業で相当いい職場等もある関係もございまして、うか、労働者の人が多数山を去られたというところについては、われわれも当初予想いたしましたこととは、いささか事情が変わつてきたといふことは認めざるを得ないと思ひます。

○大河原一君 これはあとで労働大臣もあわせて御答弁願ひたいのです。が、いま通産大臣の御説明のことはわかるやうな気がするのですが、ただ、私も先ほど触れて申し上げましたとおり、炭鉱に対しては、今日、特に若い労働力、若い労働者のいわゆる炭鉱に対する魅力がなくなつたといふところから、自主的な退職者、こういうやうな退職者がどんどん出ていつてゐる、山自体、炭鉱自体においても、何といふまいか、それを要請するかのやうな対策がとられておるやうであります。そこで、今年度は五百三十七萬トンのいわゆるスクラップの炭量が出るかといふことですが、各炭鉱企業者のほうから要請が、われわれが知るところにやりますと、七百萬トンに達しておるのではないか、こういうやうな線が出ておるわけでありまして、こうなりますると、政府のほうでいろいろな対策は山元においてそのやうな七百萬トンのスクラップを計画されておる、こういうやうな現実であります。これに対してどのような対処策をとつておられるかといふことです。

それから、雇用の面について、先ほど通産大臣からお答へがあつたのです。が、労働大臣のほうでは、このやうな非常に合理化計画と雇用計画の間に大きなギャップがある。今日までも進められておるが、さらに今後の見通しからいへば、雇用計画というものは非常に立ちおくれてくるのではないかと、合理化計画にははたして立ちおくれてくるのではないかと。これをどのやうに――幾らかでも合理化計画にマッチした雇用計画といふことを考えていくためには、どのような方策をとられるべきかといふことが今日当面する緊急の課題ではないか、かやうに考えるわけでありまして、それについて、もう一つあわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) ただいまの閉山の申し込みの問題でございますが、これは政府委員のほうから答弁いたします。

あるいはまた産炭地計画がこれにマッチした線に進んでいないというのが現実の問題であります。したがつて、今日の経過と経緯等も考えましたときに、やはり通産大臣におきまして、今後この合理化計画と雇用計画とをどうのようによつてマツチせしめて進めていくか、というふうにお考えになつておるか、その点をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 大河原委員のお話のように、私たちは有沢調査団の答申の線に沿つてスクラップ・アンド・ビルドの計画を進めてまいつておるのであります。が、事実問題として、合理化が一段前進しておるといふことは確かに事実であります。ただ、しかし、それだけではなく、雇用関係と合理化の関係におきましては、雇用は非常に山の閉山以上に進んだことも事実でございます。今日十二万七千の労働者がまあ残つて仕事をしておるというのであります。これは大体の予定からいいますと、十四万五、六千ぐらいの予定であつたのであります。それが二万以上早く山を去ることになつてゐる。原因はいろいろあるものであります。これは予算委員会等でも御質問をいただいたわけでありまして、結局は石炭産業というものは将来性があまりないのではないかと、われわれとしては四十二年までに完全に高効率、高賃金のりつぱな産業として育てるつもりでせつかく努力をいたしておる段階であります。が、労働者のほうから見れば、また、一般世間から見れば、あまりどうも見込みはないというので、自発的に山をやめていくという人が相当多かつたことも事実であります。そういうことからして、今度は自発的に山をやめる人が出てくるという

ることになります。スクラップして、そして次のビルドに移す段階になつて、ビルド山自体においても相当やめていく人がある。そうすると、その配置転換、いろいろな問題が起きまして、それがやはり生産に相当な悪影響を与えておつたことも事実だと思ひるのであります。今年度の出炭量は大体五千二百萬トン前後と見られておりますが、まあ本年度においても五千四百萬に達するか達しないかというやうな事情にある。こういうことを見ても、このときは、いささかその意味で事情が変わつてきておるといふことはいふまでもないところでありまして、われわれとしては、しかし、やはり将来は標準炭価による五千五百萬トンという点を維持しながら、なおかつ高効率、高賃金の産業として、りつぱに石炭産業が成り立つやうに今後努力を続けてまいりたい、かやうに考えておるのでございます。実際にいへば、計画をやつてみるという、やはり先走るといふことが、みんなが、特にいまはほかの産業で相当いい職場等もある関係もございまして、うか、労働者の人が多数山を去られたというところについては、われわれも当初予想いたしましたこととは、いささか事情が変わつてきたといふことは認めざるを得ないと思ひます。

○大河原一君 これはあとで労働大臣もあわせて御答弁願ひたいのです。が、いま通産大臣の御説明のことはわかるやうな気がするのですが、ただ、私も先ほど触れて申し上げましたとおり、炭鉱に対しては、今日、特に若い労働力、若い労働者のいわゆる炭鉱に対する魅力がなくなつたといふところから、自主的な退職者、こういうやうな退職者がどんどん出ていつてゐる、山自体、炭鉱自体においても、何といふまいか、それを要請するかのやうな対策がとられておるやうであります。そこで、今年度は五百三十七萬トンのいわゆるスクラップの炭量が出るかといふことですが、各炭鉱企業者のほうから要請が、われわれが知るところにやりますと、七百萬トンに達しておるのではないか、こういうやうな線が出ておるわけでありまして、こうなりますると、政府のほうでいろいろな対策は山元においてそのやうな七百萬トンのスクラップを計画されておる、こういうやうな現実であります。これに対してどのような対処策をとつておられるかといふことです。

それから、雇用の面について、先ほど通産大臣からお答へがあつたのです。が、労働大臣のほうでは、このやうな非常に合理化計画と雇用計画の間に大きなギャップがある。今日までも進められておるが、さらに今後の見通しからいへば、雇用計画というものは非常に立ちおくれてくるのではないかと、合理化計画にははたして立ちおくれてくるのではないかと。これをどのやうに――幾らかでも合理化計画にマッチした雇用計画といふことを考えていくためには、どのような方策をとられるべきかといふことが今日当面する緊急の課題ではないか、かやうに考えるわけでありまして、それについて、もう一つあわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) ただいまの閉山の申し込みの問題でございますが、これは政府委員のほうから答弁いたします。

○政府委員(新井真一君) ただいま三十九年度の閉山に対する申し込みが出ておりますが、私もいろいろ検討を加えていかなきゃならぬ問題がございまして、大体五百萬トン弱、まだ炭鉱のほうで希望的に申し出てゐるものもございまして、これもよく検討していかなきゃならぬ。四百萬トンから五百萬トンぐらいの程度でございます。

あるいはまた産炭地計画がこれにマッチした線に進んでいないというのが現実の問題であります。したがつて、今日の経過と経緯等も考えましたときに、やはり通産大臣におきまして、今後この合理化計画と雇用計画とをどうのようによつてマツチせしめて進めていくか、というふうにお考えになつておるか、その点をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 大河原委員のお話のように、私たちは有沢調査団の答申の線に沿つてスクラップ・アンド・ビルドの計画を進めてまいつておるのであります。が、事実問題として、合理化が一段前進しておるといふことは確かに事実であります。ただ、しかし、それだけではなく、雇用関係と合理化の関係におきましては、雇用は非常に山の閉山以上に進んだことも事実でございます。今日十二万七千の労働者がまあ残つて仕事をしておるというのであります。これは大体の予定からいいますと、十四万五、六千ぐらいの予定であつたのであります。それが二万以上早く山を去ることになつてゐる。原因はいろいろあるものであります。これは予算委員会等でも御質問をいただいたわけでありまして、結局は石炭産業というものは将来性があまりないのではないかと、われわれとしては四十二年までに完全に高効率、高賃金のりつぱな産業として育てるつもりでせつかく努力をいたしておる段階であります。が、労働者のほうから見れば、また、一般世間から見れば、あまりどうも見込みはないというので、自発的に山をやめていくという人が相当多かつたことも事実であります。そういうことからして、今度は自発的に山をやめる人が出てくるという

ることになります。スクラップして、そして次のビルドに移す段階になつて、ビルド山自体においても相当やめていく人がある。そうすると、その配置転換、いろいろな問題が起きまして、それがやはり生産に相当な悪影響を与えておつたことも事実だと思ひるのであります。今年度の出炭量は大体五千二百萬トン前後と見られておりますが、まあ本年度においても五千四百萬に達するか達しないかというやうな事情にある。こういうことを見ても、このときは、いささかその意味で事情が変わつてきておるといふことはいふまでもないところでありまして、われわれとしては、しかし、やはり将来は標準炭価による五千五百萬トンという点を維持しながら、なおかつ高効率、高賃金の産業として、りつぱに石炭産業が成り立つやうに今後努力を続けてまいりたい、かやうに考えておるのでございます。実際にいへば、計画をやつてみるという、やはり先走るといふことが、みんなが、特にいまはほかの産業で相当いい職場等もある関係もございまして、うか、労働者の人が多数山を去られたというところについては、われわれも当初予想いたしましたこととは、いささか事情が変わつてきたといふことは認めざるを得ないと思ひます。

○大河原一君 これはあとで労働大臣もあわせて御答弁願ひたいのです。が、いま通産大臣の御説明のことはわかるやうな気がするのですが、ただ、私も先ほど触れて申し上げましたとおり、炭鉱に対しては、今日、特に若い労働力、若い労働者のいわゆる炭鉱に対する魅力がなくなつたといふところから、自主的な退職者、こういうやうな退職者がどんどん出ていつてゐる、山自体、炭鉱自体においても、何といふまいか、それを要請するかのやうな対策がとられておるやうであります。そこで、今年度は五百三十七萬トンのいわゆるスクラップの炭量が出るかといふことですが、各炭鉱企業者のほうから要請が、われわれが知るところにやりますと、七百萬トンに達しておるのではないか、こういうやうな線が出ておるわけでありまして、こうなりますると、政府のほうでいろいろな対策は山元においてそのやうな七百萬トンのスクラップを計画されておる、こういうやうな現実であります。これに対してどのような対処策をとつておられるかといふことです。

それから、雇用の面について、先ほど通産大臣からお答へがあつたのです。が、労働大臣のほうでは、このやうな非常に合理化計画と雇用計画の間に大きなギャップがある。今日までも進められておるが、さらに今後の見通しからいへば、雇用計画というものは非常に立ちおくれてくるのではないかと、合理化計画にははたして立ちおくれてくるのではないかと。これをどのやうに――幾らかでも合理化計画にマッチした雇用計画といふことを考えていくためには、どのような方策をとられるべきかといふことが今日当面する緊急の課題ではないか、かやうに考えるわけでありまして、それについて、もう一つあわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) ただいまの閉山の申し込みの問題でございますが、これは政府委員のほうから答弁いたします。

○政府委員(新井真一君) ただいま三十九年度の閉山に対する申し込みが出ておりますが、私もいろいろ検討を加えていかなきゃならぬ問題がございまして、大体五百萬トン弱、まだ炭鉱のほうで希望的に申し出てゐるものもございまして、これもよく検討していかなきゃならぬ。四百萬トンから五百萬トンぐらいの程度でございます。

とお聞きしたい。

すでに産炭地事業団の問題も発足しておるわけですが、いま地方の産炭地における地方自治団体、市町村当局あたりにおきましては、いま問題になっておる——九州にも北海道にも本指定があつたと思いますが、私のほうの常磐においても本指定になつて、いわゆる新産炭都市の問題、この新産炭都市がすでに本指定になつたというところから、ややもすると、炭鉱所在の自治団体の方々が新産炭都市に關連せしめたいという計画がつくられていゝる。産炭地計画をこの新産炭都市の計画の中に包含したほうがいいのではないかと、むしろそのほうがいいというような考えから、この産炭地振興というものを新産炭都市計画の中に織り込んでいこうという、そういう動きが現実の姿になつてあらわれてきているんですが、いま政府はそういう考え方をとっておりまして、通産大臣。

○国務大臣(福田一君) 新産炭都市は、御案内のように、新しく産業を興す場合に、あまり過密地帯においてこれをやろうとしても困難である。また、それがあつた種の弊害を伴いつつある段階にあるので、この一つの経済単位というものを新しい場所、分野のところに持つていってそれをやろう、こういうのが目的でありますから、たとえは常磐地区等におきましては、これは産炭地のことでありますから、その場合にこれをからませるといふか、連絡をとつて仕事をしたいだくことは、これはけっこうだと思ひますが、しかし、石炭があるというだけで、新産炭都市ができるわけじゃないので、やっぱり新産炭都市は新産炭都市自体

の一つの計画というものがなければならぬ。で、それに石炭を便乗させるという形でやつて、はたして石炭の問題が解決するかどうかということになります。と、私かなりむずかしいかろうと思ひます。というのは、新産炭都市はなるほど指定はいたしました、それをどういふふうによつていふかということ、地方自治体からの希望意見が中央へ出てきます。そうすると、たいていみんな石油コンビナートというやうなことをいってやろうとする。石油コンビナートというものは、ある程度もう十分になつたという、飽和状態にいまやまさに達しようとして、いゝるときに、どこでも製鉄やらして、石油精製やらして、それに伴うコンビナートにしてもいいという、これは、なかなかそうはいかない。常磐地区がどういふ形で申請があり、また、これをどういふふうによつて育成するかというところは、各新産炭都市の要望が出てきた上で、これを総合的に見てきめていくわけでありまして、そういう場合に、おいて、もちろん地域の特長性というものは生かさないやうにせんから、だから、常磐地区については石炭の問題も考へて、そうして計画をつくるというにはなるでしようが、それが産炭地振興という焦眉の急に迫られた問題の解決策にはたしてなるかというところは、私はかなり疑問がある。むしろ産炭地振興はそのことと離れる必要はないが、遠く見通しはつけておく必要はあるが、現実の問題として、何をすべきかという観点で処理をいたしてまいらねばならないかと考へております。

○大河原一君 私の心配したところもやつぱりそこなものであります。そういう問題を提起したということは、いま大臣も心配されたように、いまだ、今日まで非常に——これは皆さんにも責任があると思ひますが、産炭地振興というものが叫ばれている実段階であるけれども、見るべきものがない。九州の一部においては、すでに進んでいるところがあるというふう

に聞いておりますが、常磐地区については、全然産炭地振興の事業らしいものが見られていないんですよ。そこで、きわめてそれが實際からいゝといひます。自治団体の方々が新産炭都市に結びつけて、その中で産炭地振興をあわせて計画を立て、進めていこうと、こゝろをいふわけです。新産炭都市は、實際これからの問題です。おきていゝる産炭地振興をこれに乗せる、計画に盛り込むということになる、ますますすおきてくると思ひます。同時に、いま一つの問題は、やはり新産炭都市の中にこれを盛り込められることになる、特に産炭地における失職者の雇用がまるまる新産炭都市のほうには向けられない。新しく事業の設置、誘致が行なわれても、炭鉱は炭鉱で別だということ、で、別なところから労働者を就職せしめるというところの危険性が現地のほうから伝えられておる。そういうことのないように、通産当局のほうからむしろ自治団体のほうに大臣が言われたやうなことを指示すべきではないか、そのように考へておるわけでありまして、それで、こゝで今後の産炭地振興のために、たとえば産炭地に火力発電所の設置という問題が切実な問題になつておりますが、それを中心として、さ

らに産炭地振興のための企業の誘致の問題について、差しあたつてはどのやうな計画がされておるか、私は全然知らないんです。ひとつその点を通産大臣から明らかにしてほしいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 政府委員のほうから……

○政府委員(新井真一君) 御承知のやうに、石炭の問題が山をこしました。特に来年度以降、産炭地振興には非常に重点を置いていかにやらねと考へております。企業誘致のための貸し付けの規模もかなり増加をいたしました。二十億という事業規模で、産炭地振興事業団を通して、融資をやつてまいるという考へております。

なお、具体的な地区別の問題といたしましては、昨年度、御承知のやうな実施計画という一つの目安と申しますか、というものができておりますので、それをにらみながら進行してまいりたい。特にちやうど三十九年度予算がそれをとにしながら、いろいろいま検討を加えておる段階でございます。あの実施計画を目安にいたしましてさらにやつてまいるということでございます。

○大河原一君 いろいろお聞きしたいんですけれども、労働大臣も時間だそうですから、関係してあります。が、一応お聞きだけ願ひたいと思ひますが、個々の炭鉱の問題を取り上げてたいへん恐縮なんですけれども、実は、これは大臣に聞くより、石炭局の方々、あるいは合理化事業団の方々に、お聞きしたいんですが、つい先般一週間か十日ばかり前です。これは私の所屬している古河好問炭鉱です。これが突然に会社の所長のほうから口頭を

もつて、閉山をしたいという閉山の通告がされてきたわけなんです。組合の方々、従業員の方々はほんとに寝耳に水という状態で、非常に驚愕を示しておる。現在でんやわんやをやつていゝわけです。こゝは御承知のやうに、古河系のあれで、古河系の炭鉱というものは、すでに九州と常磐の二地域しかない。二つしかないんですが、従業員が七百三十人あります。家族を含めて約四千人近くおるわけです。これが八月一ぱい程度で閉山をしたいからという、正式通知じゃないんですが、正式には文書をもつてあらためて通告をしたい、こゝろのことです。赤字が月平均一千万円、年間一億二千万円ばかりの赤字を出している。今日までもそうなんですが、今後も赤字を出さざるを得ない状態に追い込まれている。実は私は、こゝの一月五日でしたか、たいへん具体的な地元のことにわたつて恐縮ですが、一月五日でしたかに所長に会いました。そのときに、おかげさまで古河好問炭鉱も維持炭鉱として今後何とかやつていけるやうな状態になつたから、したがって、スクラップ炭鉱にのみ金をとつてと融資のワケを拡大してもらいたい、てこ入れをしてもらいたい、こゝろのことであつたので、私はやれやれと思つておつた。それがあつた二カ月前から三月月しかたない今日、会社のほうから一方的に、これはこゝの二月までが大体の締め切りと聞いておりますが、事業団のほうにこゝの古河好問炭鉱の閉山買い上げの申請がなされておりますか、伺います。

○政府委員(新井眞一君) ただいま事業団のほうに先生のお話のように申し込みをいたしております。

○大河原一君 申し込みの申請手続はいつやられましたか。

○政府委員(新井眞一君) 二月二十日まででございますが、それまでにいままお示しの炭鉱は、買い上げと申しますか、新方式による申請をいたしております。

○大河原一君 これはあとで大臣のほうからこれに対する御所信を披露していただきたいと思いますのですが、この好間村は、固定資産税千六百万円、鉱山税が六百万円、住民税五百三十万円、電気・ガス税三十万円、とにかく村の歳入二千七百六十万円ばかりになっております。商店街が二千二百戸であり、年間の売り上げ高が今日まで五億ばかりあったのですが、今日はすでに四億になっている。この山が全面閉山というようになりますと、これはもう非常に重大な問題になります。

○委員(岸田幸雄君) 速記をとめてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

るいはゴム等にも関係している、いろいろ事業を営んでいるわけでありますが、これは非常に重大な問題だと思いますので、こういうような事態に、しかも、社会問題を惹起せざるを得ないようなこういう状態に追い込まれている山の閉山というものの対しては、もっと高い次元でひとつ通産当局、あるいは労働当局におきましても、十分な御考慮を願わなければならぬ問題だと思っておりますが、これに対して通産大臣から何かひとつ御所見をいただきたいと思っております。

○国務大臣(福田一君) 実は、私はいまのお話は大いまいことお伺いしたいところでございまして、事情をまだつまびらかにいたしておりません。よくひとつ事務当局から事情を聞いて、その上で将来お答えをすることにいたしたいと思っております。

○委員(岸田幸雄君) 速記をとめてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

おつたと、そうなら労働者は安心して働ける。維持炭鉱だからこそ、いままで營々と働いてきておつたはずで、それがいまさらになって閉山というのは、これは聞かれませんね、何として、そういうものを受け付けますか、どうですか。

○国務大臣(福田一君) 先ほどもお答えをいたしましたとおり、私はきょう初めて聞いておる、その間の事情は明らかでないとおる。したがって、よく事務その他に事情を聞きまして、そしてわれわれとしてのお答えを申し上げたい、こう考えております。

○阿具根登君 それでは御要望申し上げておきますが、有沢調査団が出したの、四十二年度までの日本の石炭業界のあり方、石炭産業のあり方を出しているのです。しかも、その間に千二百円引きと、炭鉱の労働者が十二万名、五千五百万トン、こういうことを明記しておるわけなんです。で、その線で会社もやつておつたと思うのです。特に労働者はその線で自分のところは維持されるのだ、つぶれるのじゃないのだというところで、今日まで營々と働いてきておつたと思うのです。それがまだ四十二年にもならぬ今日、突如として閉山を持つてくるということになるならば、政府の政策も何も全部くつがえつてしまふ。私はそういうところは一切受け付けてはならないと思うのです。なぜそれではそのときに、自分のところはもうだめだと言つて調査団にはつきり申し上げないのか。権威ある調査団は、そういう自分たちがきめた計画内で、まだ三年もたたないうちに、維持されておる炭鉱が、八百名からおる炭鉱がつぶれるな

んていうことを考えて答申されるなんという、そんな権威のないものじゃないかと思ひます。だから、そういうのがきた場合は、ひとつこれははねつけてもらいたいと思ひます。そうしなければ政策も何も立たないでしよう。もしもこれが閉山になるようだったなら、もうあの炭鉱の諸君は、いまじぶんはおられますよ、閉山予定であつたら、全部就職しておるはずだ。それがいまじぶんに、突如として、自分のところは維持されるのだというのを天下に表明しておる炭鉱が、いまじぶんになつて、それは天災地変等で坑内が爆破したとか、あるいは水が入つてしまつて働けぬようになったというなら別です。しかし、会社の言い方を聞いておれば、まあまあ聞きですけれども、石炭が二年か三年しかありませんと言つたら、どこを向いてものを言つておるかと僕ら言ひたい。そういう不見識なこと労働者諸君をだまして使つていゝなんてけしからぬと私は思ひます。だから、こういうやつは絶対に受け付けないうでございまして。有沢調査団の答申は皆くずれてしまひます。局長、どうですか、受け付けたやつをどうしますか。

○政府委員(新井眞一君) 先ほど申しましたように、申請はしてきております。この問題はいろいろ御意見ございしましたが、維持炭鉱と申しまして、これは調査団のときに、一応五千五百万トンという基調でスクラップ・アンド・ビルドで政策を進めてきた。そのときの一定という形に相なるかというときに考えた形でございます。明確におまへのところは維持群

だ、おまへのところは閉山だと言つておるわけではございません。そういうことはあまり申せませんが、結局問題は、その炭鉱がやつていけるかどうかという問題と、それから労働者の問題に相なりますので、私もいろいろ申し込みが出ただけでございますから、各般の事情を私も並みにはいろいろ検討を加えていくつもりでございますけれども、基本の問題はやはりそこにあるのじゃないかと思つております。受け付けるなというわけにもいかないのじゃないかと思ひます。

○阿具根登君 閉山の理由はそれじゃ何ですか。申請されておる閉山の理由。

○政府委員(新井眞一君) まだ受け付けたばかりでございますので、その辺のこまかい問題——こまかいと申しますか、重要な問題でございしますけれども、その辺のいろいろの検討はまだ加えておりません。

○阿具根登君 それじゃ私がまた聞きしておきますように、私は直接聞いておるわけじゃない。当然最初からわかつておつたはずで、そうすれば調査団は何を調査されたか、政府は何をきめたか、責任はきわめて重大だと思ひます。だから一言この点は注意をしておきますが、その申請書の写しを一部だけだけませんか。私もそのまゝ見せていただきたいと思います。人の話を聞いてから議論しようといつたら、間違つたらたいへんですから。

○政府委員(新井眞一君) これは出すわけにはまいりませんので、私どもよく役所として検討させていただきます。あるいは必要なきことがございますれば、私からまたお答えを申し上げたいと思います。受け付けのそれをそのままお見せするということは、恐縮でございますけれども、できませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○阿具根登君 国会が石炭全般の問題を審議し、多額の国費を投じ、あるいは資金のあつせんをし、就職のあつせんをし、ビルドの炭鉱にはビルドの資金を出してある。その審議をする国会にそれが見せられぬとはどういふわけですか。どういふことで見せられぬのですか。当然見せてしかるべきなんだから、手当てするよりな処置をわれわれも考えなければならぬと思ひます。一切のそういう手当ては皆さんだけでやられますか。国会が審議せぬでいいですか。私はどうしても見せてもらいたいと思ひます。これは法律が何かで見せることができぬようになっておりますか。

○政府委員(新井眞一君) 法律でどういふことではございませぬけれども、いま申ししますように、その山をどうするかという、非常に何と申しますか、経営上の問題でもございしますので、受け付けをしたそのものずばりのことに出すことはできない。ただ、国会として、この点の点といふことで重要な問題を御指摘いただきますれば、私のほうからできるだけ詳細には御説明いたしたいと思ひます。

○阿具根登君 いや、政府を信用しないといふことはではないのですよ。そういう意味ではないのですよ。しかし、私が申し上げますように、維持群だといふことはあなたの解釈と違ひのです。ほくらそのときに十分説明を聞いておるのです。だから、いましぶん維持群の炭鉱が閉山しなければならぬならば、その実態を知りたいのです。だから、禁止されておらなかつたら提出していただきます。

○政府委員(新井眞一君) 先ほど大臣からお答えいただきましたように、有沢調査団のあの基本の路線として、基調は、スクラップし、ビルドしていくのだといふことで進んでおりますが、その後の物価の問題でございしますと、あるいは山元の問題でございしますとか、コストのほうはかなり私どもも一生懸命、また御指導もいただき、下げておりますけれども、その辺の各般の情勢といふものは、やはり経済の動きに伴つて動いてきているわけでございます。したがって、その当時そういった物理的な問題のほかに、やはり経済問題もあろうかと思ひます。たとえばそういうものもあろうかと思ひますので、そういう面でも考えていくかといふ問題は、おのずからあろうと思ひますが、維持炭鉱の解釈でございしますけれども、調査団の答申もここに持つてきておられますけれども、山ごと、山ごとの目安としては考えられると思ひますけれども、明確にそうであるといふ見解を表明はいたしたはずでない、私新米でございしますけれども、そういうふうな考えをおるわけでございます。

○阿具根登君 あなたはそうおっしゃいますけれども、当時の新聞では、維持群、ビルド群、閉山群とびしゃつと分けられたのです。はっきり分けられているのです。それで、状況の変化だとおっしゃるならば、それでは千二百円引き以下に石炭が下がったかどうか、下がったならば政府の責任です。下げたおらなはずで、五千五百万トン以下にふんと石炭が減つたか、減つたらこれも政府の責任です。減つておらぬはずで、何かほかにならば原因がありますか。物価ですか、物価ならば政府の責任です。物価が上がつたから炭鉱をつぶさなければいかぬといふたら政府の責任です。何か労働者に責任がありますか。だから、それはどうしても見せていただきます。委員長、あなたのところで見せるようにびしゃつとやつてくださ。たまには私たちにほんとうの姿を見せてもらいたい。見せなければいかぬでしょう。要求したら見せなければいかぬでしょう。

○委員長(岸田幸雄君) どうなんですか。○国務大臣(福田一君) そういういふ私自身がきょう初めて知つたようなこととで、まことに申しわけないことですが、そういう事態でありますし、そういう書類の取り扱い等も含めて、いましばらく検討をさせていただきます。何も……

○阿具根登君 写しを見せてくださいといふのですよ。本文でなくて、写しを見せてもらえばいいのです。私も実際を知りたいのです。○国務大臣(福田一君) その問題も含めて、ひとつ研究をさせていただきますと思ひます。

○阿具根登君 あんまり深追いをするとなすいんですけれども、そうなるか、何か疑わざるを得ないようになるわけですよ。何で私が見ちゃいかぬのか。何で私に見せちゃまずいのか。公表するとなつておるなら公表しませんよ。何も人にこういふのが出ていふとやいませんよ。しかし、国会議員が審議をしておる過程に、そういう重大な変更があつた場合を、見せられぬとおっしゃるなら、私は国会を信用ならぬのだと思ふ。国会議員が信用ならぬのだと思ふ。その信用ならぬ国会議員に、何で予算を頼みますか、あなた方は。どうしても見せられぬとおっしゃると、これは人間妙なもの、見たいのですよ。見せられぬといふと、何かあるんじゃないかと思ふんです。その実態を知りたいんです。

○委員長(岸田幸雄君) 通産省も、ひとつ阿具根君の希望に対して御善処方をお願い申し上げます。○国務大臣(福田一君) いま何も見せられないと申し上げたわけじゃないのでございまして、取り扱い方をひとつう申ししておるのであります。御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岸田幸雄君) 速記を止めてください。○委員長(岸田幸雄君) 速記を始めてください。○阿具根登君 速記を始めてください。○大河原一君 御質問ではございませぬが、特にいま言つたような案件が突如として出されたわけでありませぬ。

もちろん私は出身の炭鉱でもございませぬし、組合の關係もございしますので、組合の方々にも同時に会いまして、しかし、組合としては、閉山に対してはわれわれは反対しなければならぬという態度だけはきめておられますが、しかし、先ほど申し上げましたとおり、まだ本社のほうからの具体的な通知はあらためて近いうちに行なうと言つております。文書をもつて正式通知をするといふことでございします。山元の所長としては明確に大体八月一ぱいごろまでに閉山を実施したい、こういうことを言つておられますが、しからば閉山の実施計画に対しては、具体的にまだ示されていないわけでありませぬ。いづれされると思ひますが、それだけに、私は、組合の方々には慎重を期せたいといふことを要望してまいつております。あらためて正式に通知を受けましたならば、いろいろな資料が私どものところにくると思ひますが、そのときにあらためてこの委員会でも御質問申し上げる点があるかと思ひますが、いづれにしても、そういう事態でありますから、大臣におかれましては、先ほど阿具根委員が要望されたような御質問もあつたわけでありませぬから、つぶさない方向で、極力通産当局、大臣におきまして、そのほうに對する努力をひとつしてまいりたいといふことだけを御要望申し上げます。これは要望でございしますけれども、大臣からこれに對する御答弁を……

○国務大臣(福田一君) ちょっと速記をとめてください。

七

○委員長(岸田幸雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岸田幸雄君) 速記を始め

○大河原一夫君 いま御要望いたした点について、大臣から一言だけ……

○国務大臣(福田一君) ただいま大河原委員からの御要望でございますが、先ほど申し上げましたとおり、きょう初めて実はその事情を私も知ったわけでありまして、従来の経緯等も十分ひとつ取り調べました上、後日お答えを申し上げたいと存じます。

○小宮市太郎君 いまの問題に関連いたしますが、事業団は三十九年度の閉山申請を最近締め切ったと思ひますが、その申請の状況について、一部ですけれども発表されていっていると思ひますが、一体全国でどのような数になっているか、御発表願ひたいと思ひます。それはできますか。

○政府委員(新井真一君) 先ほど申し上げましたように、五百万トンから四百万トンまでの間——非常にばく然とした恐縮なお話を申し上げておりますが、詳細はまだ受け付けたところでございまして、希望をして、炭量等の点につきましても、私はこう思っているけれどもという点で出してありますし、そういう点の検討もございまして、ただいま直にはちよつと無理でございますが、別の機会に、これも早目にあるいはお話を申し上げてよいかと思ひます。

○小宮市太郎君 いまの御答弁だと、ただ総トン数については五百万トン程度だろうというふうなばく然たるお答

えでしたが、福岡ではすでに新聞発表いたしましたので、その炭鉱数は四十七だ、それから年間出炭は三百二十万トン、それから従業者総数は一万一千五百人、こういうふうにはつきり数字を出してあります。で、もうすでに相当日数はたつておりますから、おそらく全国的な集計ができなければうそだと思ひますけれども、これは炭鉱権のあれも入っているんですか。

○政府委員(新井真一君) 入っております。全部入れまして、租鉱権も入っております。

○小宮市太郎君 そうすると、三十九年度の予算に繰り込まれたのはたしか二百四十六万七千トンですか、その程度だと私は承知しておりますが、そうすると相当上回るということになるわけですね。

もう一つお尋ねいたしたいことは、石炭鉱業の審議会が新しく整理目標として出すといわれているのは、一体どのくらいの見当でしょうか、わかりましたら……

○政府委員(新井真一君) 三十八年の例もそうでございますけれども、申し込みをいたしました数字と実際に処理をいたしましたものと相当ズレがございまして、まあ中には席取りといえますか、先にひとつ申し込みでございまして、いろいろな事情のものもございまして、実際三十八年度におきましてかなり多くの申し込みがございましたけれども、結局は四百四十万トン程度の処理になったわけでありまして、したがって、予算の面におきましては、一応いま御審議中でございますが、三百四十万トン程度の処理の予算をお願いをいたしておりますが、実際の申し込みは

それ以上でございますが、三十八年度の状況から見ても、かなりそういう面で実質的には、申請ベースでも下がってくるという傾向にございまして、現在それをいろいろ検討いたしている最中でございますので、御了承いただきたいと思います。

○小宮市太郎君 労働大臣見えられましてね、それでは通産関係はあとにしまして、労働大臣にちよつとお尋ねしたいと思ひます。

さっきの大臣の御説明によりまして、保安に關して労働省から通産省に、保安態勢、それから保安教育、炭じん爆発の防止、緊急時の措置等につき勧告を行なつたと、こういう御説明がございしましたが、これは当然なことだろうと思ひますが、内容をもう少し具体的に御示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) これは勧告文がございまして、後に資料として提出いたします。それでよろしゅうございましてしょうか。

○大矢正君 いまの小宮委員の質問に關連して質問を、二して、また小宮委員からも同様の趣旨の質問が出るかもしれませんが、いま小宮委員が言われました労働省から通産省への勧告であります。これはまあ手元に私どもあるわけですが、そこで、内容的にはいろいろ私も意見を持っておりますが、一つわからないことは、あなたのはこの勧告は、労働基準局長の名前で鉱山保安局長に対して行なわれておるわけですね。で、鉱山保安法に基づけば、大臣から大臣、すなわち、労働大臣から通産大臣に対して「勧告すること」ができる。と、こゝまで第一項目でなっております。二項目目には、両省の局

長同士で——局長同士という失礼ですが、基準局長から保安局長に対して勧告をすることができると、こうなつておるわけですね。そこで、あの勧告の趣旨とするものは、三井鉱山に於いての非常前に例のないような重大な災害だ、だから労働省はこの際勧告をしたのだと、こういうふうに書いておるわけですね、かいつまんで説明すれば、そこで、私がわからぬのは、そんなに重大な問題であり、しかも、必要なことで勧告するならば、なぜ大臣が局長に対して勧告をしないのか。なぜ局長が局長に対して勧告をしないのかということなんです。これをお答え願ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 内容そのものが非常に重大な事柄であることは申すまでもございせんが、形式については、別に重大なものだから大臣から大臣へしなければならぬ、輕易なものだから局長から局長にすればいいというふうな深く考えずにやつた次第でございます。

○大矢正君 これは大臣、あなたは適当なことを言つて逃げようと思つたつて、それはいかぬですよ。第一項目には、はつきりと大臣が大臣に勧告をするというところになっているのに、わざわざ第二項の勧告をしたというところは、私に言わせれば、三池の災害というものは、労働省としてはきほど重大な災害だと考えてはいない、こういうのがほんとうに重大な災害であり、こゝういふことが再び繰り返されるべきものでないという判断があり、いたしますれば、当然大臣が大臣に勧告をするというところに私はなると思ふ。それ

をあえて第二項によつて局長が局長に勧告するというような、そんなことでは、あなたのほうがせつかくやられたその勧告というものの意義が薄れてきやしないですか。あの災害というものは、あなたも御存じのとおり、これは日本の国をあげての非常に重大な、いふならば関心を持たれた問題でしやう。それに対して、局長が局長に対して勧告をするという限度でとどめておくというのには、私どもはそれはあなたの言うことは了解できないです。

○国務大臣(大橋武夫君) 要するに、どちらの形式が内容の重大なものをやる場合に適當かという、まあ常識上は確かに先生の言われるような区別ができるかもしれないが、しかし、大体先般の勧告の内容につきましては、事前に十分に通産省と打ち合わせをいたしまして、通産省においてもまことに同感である、で、これらについては責任を持って必ず実行に移すというはつきりした事前の了解を得ておりましたので、したがって、内容は重大なことでございまして、通産省における受け入れ態勢が十分にできておるから、あまり四角ばつた形をとらずとも、實際上将来の記録に残る形ならばそれでよろしい、かように考えた次第であります。

○大矢正君 それじゃあなたに重ねてお伺ひいたしますが、第一項の大臣から大臣に対して勧告をするというのと、第二項の局長から局長に対して勧告をするというのと、どっちが一体ウェイトが高いのですか。

○国務大臣(大橋武夫君) これは常識上はおのずから明らかでありまして、

大臣から大臣に勧告するというのが最も重大だと思ひます。

○大矢正君　そうすると、三池の炭鉱の災害、それから、また、三池の災害だけじゃなくて、小さな災害というのは各所に鉱山では起こっているわけなんです、そういうものは大臣から大臣に勧告するほど重大な問題ではなかったのですか。

○国務大臣(大橋武夫君)　災害そのものは重大でございますが、しかし、将来に向かつての対策を勧告いたしましたわけでございます、この対策については、大矢、労働、通産両省の間の事前の連絡によつて、必ず通産省が受け入れてくれるというはつきりした見通しに立つてやつたものなのでございまして。したがつて、形としてはあれで十分目的を達し得る、かように判断したわけでありまして。

○大矢正君　労働大臣がそういうおことばだと、私は、今度は通産大臣に伺ひしなければならぬのは、これはいろいろ項目に分かれて、労働省から通産省の保安局長に対して勧告をされておるわけでありまして、そうすると、この勧告に盛り込まれる部分は、全部今日の通産省としては実施ができるという前提で話し合はれたのですか。

○政府委員(川原英之君)　ただいまの大矢委員の御質問にお答えいたしますが、実は労働省から勧告のございました事項につきましては、われわれといひましたし、つとにその必要性を感じておつた問題でございますし、また、同時に、保安協議会等におきましてもその以前に問題になつた事柄でございますために、私も、まずとりあえず、二月の当初でございまして

が、石炭鉱山の災害防止緊急対策実施要領という指令によりまして、勧告事項の中には、現在の法令の改正、あるいは規則の改正を必要とするものも最終的にはございまして、運用をさしあたり強化いたしますことによりまして、その意味での各項目について実施できる限りはすでに実施をいたして進行中でございます、なお、この勧告事項の中に、最終的には法律の改正、あるいは規則の改正等を必要とする事項がございまして、これらの事項につきましては、とりあえず運用措置をもちまして、各炭鉱に対して指令をし、その行政指導を強化いたしますと同時に、現在、法律並びに規則の改正につきましても検討を急いでおる次第であります。成案をもちまして、なお、この成案につきましては、法律によりまして、中央保安協議会の意見を十分聞きまして上で、具体的に法令化していくという予定で、現在進行中であります。

○大矢正君　これは通産省の保安体制がどうのこうのということをお聞きしているのじゃない。鉱山保安法の五十四条に基づき勧告というものが、なぜ大臣から大臣に対して行なわれなかつたのか、こういうことを私が質問したら、労働大臣は、それはまあウエートからいへば大臣から大臣に対しての勧告がよろしいと思ひけれども、そうじゃない、実際の運用面で労働省と通産省が話し合つて、これならばできるという了解点に達したのだから、大臣から大臣の勧告をやらないうで、局長から局長に対しての勧告というふうにしたのだ、こう労働大臣はおっしゃる。おっしゃるというのか、逃げてゐる。それなら

らば、ここに盛り込まれている勧告というものは、今日の段階であなたの方の全部実施できる段階かどうかということをお聞いている、おそれるべきでないでしょう。たとえばあなたのほうの通産省だけでもつてこれが全部実施できると思ひませんか。それはあなたのおつちやつてゐることのほうが正直だと思ひます。法律の改正も必要だ、規則の改正も必要だ。それならば、事前に話し合ひがついてゐるというのはいかなるのですか。

○国務大臣(大橋武夫君)　先ほど私の申し上げたのは、実施できるといふのじゃなくて、労働省の勧告については、これを実施するようにしなければならぬということについて了解を得られてゐるということでありまして。したがつて、法律改正については、法律改正の方向に向かつて前進の姿勢をとるようになつてゐることでもあります。

○大矢正君　あなたがそういう答弁をするとならぬ問題になる。実施をしなければならぬというのではなしに、してもらふようにという立場での勧告だと、こう言ふ。してもらふ勧告はあなたなんというの世の中にはありやしない、それでよろしい。これを実施してくれ、通産省もよろしいということをやつたことじゃないのですか。あなたの言われるような、実施しなくてもいい前提のものも勧告なんという、そんなばかなことはあり得ないはずですよ。

○国務大臣(大橋武夫君)　そういう意味ではございせん、私の申し上げましたのは、労働省の勧告の内容の各項目について、通産省もその必要性を認められておる、すなわち同感をしておられる、こういうことを申し上げたのです。

○小宮市太郎君　いまの勧告文を大矢委員は事前にお持ちのようでございまして、さつき大臣のおつちやつたので、内容についてはこの次の機会にもう少しお聞きすることにしまして、次に移りたいと思ひます。

三池災害がございまして、あの爆発は有史以来の災害でしたが、特に請願に責任追及及び人命保全に関する請願」といふのが、私はこれは異例だと思ひます。その内容を見ますと、事故の責任を徹底的に追及して人命尊重の確立を期せられたらという内容であるわけでありまして。その事故の責任を徹底的に追及するといふことが請願の一つの趣旨だと思ひますが、その請願をどういふふうにお受け取りになつて、どういふふうな責任を追及されたか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君)　三井の災害につきましても、労働省といたしましては、災害のあと始末ということに關連いたしました、災害の原因等の調査をしなればならぬ、かように考えたのでございまして。そこで、労働基準監督官をして関係機関と協力して調査に当たらせただけでございまして。特に炭じんが爆発可能な状態にまでたまることを放置されておつた、これについて業務上の過失があるかないか、もし業務上の過失があつたということになりますと、業務上の過失に基づく致死罪でもございまして、刑事訴訟法によりまして告発しなければならぬ事柄でございまして、その点には特に留意をさせて責任を追及するようにいたしておつたのであります。これにつきましては、まだ結論が出ておりません。できるだけすみやかに結論を出せるように急いでおります。

○小宮市太郎君　通産大臣、いかがでしよう。

○国務大臣(福田一君)　あの請願が出る前から、また、この問題は非常に重要でございますから、山においては、所長の更迭等も行なわれましたし、それから通産省の調査団を派遣いたしました、そして、そして司法捜査も進めております。いずれにいたしましても、こういうことが起きるといふことは、保安に關する措置が十分でなかつたのではないかと、これをわれわれは非常に懸念いたしますので、各山々の大手、中小を問わず、各山々に対して、もっと保安をしつかりやれというよう指示をいたしました。同時に、実際の山に対する保安の監督官の検査も、その後非常に厳重に、また、回数もふやしながらやる、こういう措置をとつて、今後そういうことのないように、できるだけだけの措置を考えて措置をいたしておるわけでございます。

○小宮市太郎君　保安の問題については、この前の委員会から再三にわたつて発言があつたのですが、通産省の管轄ではなく労働省に移したらどうかというふうな御意見が非常にあつたと思ひます。いまの監督の問題にいたしましても、両方に關係があるやうで、なかなか一本化されてないといふところ、問題があらうかと私も思うのですが、私は労働省に、この保安に關する

問題を移すべきだというような意見を
持っているのですが、この点につい
て、通産大臣はどういうふうにお考え
ですか。

○国務大臣(福田一君) この問題は、
予算委員会その他でも、しばしば御質
問がございまして、通産省としても意
見を申し上げておるのでありますが、
石炭の場合におきましては、あるいは
その他の鉱山の場合におきましては、
やはり生産と保安というものは、もう
不可分の関係でありまして、経営者の
側からいっても、保安がうまくいかな
いということであれば、事業自体が成
り立たないわけでありまして、もちろ
ん、生命の尊重ということからいえ
ば、何よりも保安を重要視しなければ
なりません等々の関係もございまし
て、生産をやっていく場合にも、だ
んだん石炭を掘り進んでいきますとい
うと、そのときの穴の事情といいたす
か、炭鉱の山の事情が変ってくる等々
の場合、これらに処して生産をやっ
ていく場合、また、保安上あふないとい
う場合、いろいろこれは表裏一体のも
のがございまして、過去において、
どちらがいかという議論も、政府部
内においても行なわれたのであります
が、結果としては、やはり通産省で所
管するほうがいい、こういうことで、
今日の法制になつておるわけござい
ます。

担当しておる、こういうことになつて
おるようでございますが、よそでは全
部生産を担当するところで保安を全部
やつておる、こういうことに相なつてお
ります。もちろん、よそがそうなつて
おるから、日本はそうするんだという
意味で申し上げておるのではございま
せんが、われわれとしては、前にき
まつたような方向が正しいのではない
か。ただし、やはり今日のよう
に、いろいろ公害等が起る、落盤あ
るいは炭じん爆発というやうなことに
よつて、たぐさんの罹災者を出すとい
うやうなこともございまして、今後
は労働省と特に緊密に連絡を取りなが
ら保安の確保に努めてまいりたい、か
ように考えておるわけでございます。

○小宮市太郎君 労働大臣はたいへん
お忙しいようでございますので、もう
一点お聞きをいたしたいと思ひます。
さっきの御説明で、三池の一酸化炭
素の患者の中等程度の者を一カ所に収
容して特殊な治療をする、したがつ
て、その施設として労災病院を開設し
た、こういう御説明でありましたが、
中等程度の患者というのは、どうい
うランクに属するもので、どのくらいあ
るものか、そしていま開設されて、
どのくらい入つておるのか、ちよつと
労働大臣は、こまかいことはおわかり
にならないと思ひますので、ほかの方
でもけっこうですか……。

○政府委員(村上茂利君) 一酸化炭素
中毒の患者を、関係医師の協力を得ま
してA、B、Cというふうに、大体
区分をいたしまして本格的な精神障
害の施設で基本的な治療をいたさなけ
ればならない者をAというふうに分類
をいたしまして、そして、それらの
患者は九州大学、久留米大学及び熊本
大学のそれぞれの病院に収容いたしま
して、手厚い療養を行なうというふう
にいたしました。それから最も軽易な
患者に対しては、それから最も軽易な
で療養をします。軽易な者と重篤な者を区
分いたしまして、その中間段階に位す
る百二十二名の患者につきましては、
大牟田市に特別の療養所を設けいたし
まして、ここに収容し治療したほか、
別にリハビリテーションを行ないまし
て、機能回復訓練も行ないたい、こう
いう考えで対処しておるやうな次第で
ございまして。

なほ、どの程度が重篤であるかどう
かという点については、これは医師の
判断によつておるわけでございます
が、今後の医療対策上の考え方といた
しましては、相当重篤でありましてリ
ハビリテーションを行ないまして、
なかなか機能回復が通常の状態に直ら
ないという相当重篤な者については、
各大学で、それぞれ手厚い看護をして
いただく、もちろん中等程度の者につ
きましては、手厚い看護をいたすので
ありますが、機能回復の可能性がある
という前提に立ちましてリハビリテー
ションもあわせ行ないたい、こういう
考えで対処しておるやうな次第でござ
います。

○小宮市太郎君 いま開設されてか
ら、何人くらい施設に入つておるで
しょうか。

○政府委員(村上茂利君) 開設と申し
ますか、看板を掲げましたのは二月十
六日のことでございます。そして従
来、療養所として事業場が所有して
おつたものを、こちらのほうで買取り
たしまして運営することにいたしましたの
でございまして、その間、十数名の者
が入つておりますが、その後、つきそ
い看護の問題がございまして、現地
で、いろいろ話を進めておる関係もご
ざいまして、期待したように円滑に
は、まだいっておりませんが、現地
で、できるだけ入院収容が促進されま
すように、目下努力いたしておるよう
な次第でございまして。

○小宮市太郎君 これは要望にもなり
ますけれども、いまおっしゃるところは
該当の一割程度しか、いまのところは
収容されていないというふうに私も聞
いております。これは一応、休業中の
給与というものが、経営者側との協定
によつて入る程度だと思つております
したが、非常に給与が少くないとい
うことが一つ。それと給与が少ないか
ら、完全看護であれば、看護婦に完全
におまかせするといふ、そういう点で
は安心されると思うのですが、そうで
ないで、家族が付き添ひということ
になると思つております。したがいまし
て、病院までは相当の距離がある。毎
日住宅から看護に出かけるということ
になりますと、一日往復二百円
程度に近い、何と言いますか旅費を払
わなければならぬ。こういうところも
あるわけでございます。

そういう点から、経済的になかなか
いい施設であつても、実際には行かな
いという、そういう点が私にはあろうか
と思つております。ですから、そういう点
をもつと何かの方法でみていただい
て、せつかくつくつていただいた収容
所でありますから、それがうまく効果
をあげるように御尽力願ひたい。こう
いうふうに思ひます。労働大臣に希望
をございしますが、そういう何か
の方法をひとつ考えていただきたい。
こういうふうにご考へます。

○国務大臣(大橋武夫君) ごもつとも
な御要望でございます。昨年、この施
設の開設を決意いたしました当時か
ら、医師のほうの要求としては、正規
の看護婦を十分に配属して看護の万全
を期したいということを言つておられ
ましたが、しかし、なかなか十分な看
護婦を、実際今日人手不足でございま
して、むずかしい事情もございま
す。ことに家族のことを考えますと、い
ままでは内職等によつて、主婦が夫の
収入不足を家計上補給しておつたもの
が看護に手足を取られるということに
なつて、それもできなくなつた。
そこで、各患者で妻のある者は、妻
が原則として夫の看護に毎日出かける
ということにしたらどうか。そして
、それに対しては正規の看護料を支
払ふことにしたらどうかというこ
とで、その方針で進んでおるのでござ
います。が、労働組合の一部の要求とし
て、看護に出て看護料をもらうことは
けつこうだが、勤務時間はかつてにし
たい。それではやはりこちらとしまし
ては、全労働者のための積立金であり
ますので、労災保険支出として、来
てもよし来なくてもよし、必ず毎日日
当を払うということではできません
で、いろいろ現地の事情を勘案しまし
て、勤務時間、勤務条件等をやはりあ
る程度きめまして、それに従つて勤務
可能な者に対してだけ日当を払うとい
うことにしたいと思ひます。この辺の
ところを目下組合と病院当局等におい
て話し中でございます。これが解決
いたしますれば、大幅な利用が可能で
あると考へております。

○小宮市太郎君 私は、労働大臣への質問は終わりますが、どなたかおありですか、あとまた……。

○田畑金光君 労働大臣に先ほどの予算の説明を聞いておりました、いささか疑問に感じた点がありますので、一、二の点だけお尋ねしておきたいと思うのです。

その第一は、就職促進手当は、いままで最高四百五十円であつたわけですが、今回は、これは据え置かれたというより、説明を承つたわけですが、これは聞き間違えなのかどうか、もう一度御説明をしていただきたいと思うのです。

○国務大臣(大橋武夫君) お聞き間違ひではございません。そのとおりでございます。据え置きでございます。

○田畑金光君 聞き間違ひでないと思へば、いささか矛盾を感じるし、それでいいのかという疑問を持つのです。が、失対事業の日雇い賃金についても九・七%でしたか、五百円というように引き上げられたわけですが、同じように、生活扶助費についても一三%引き上げ措置が予算ではとられておるわけですが、この四百五十円という促進手当のよつてきたいきさつから見ましても、これをそのまま据え置かれたというのがわれわれとしては理解ができません。なぜ据え置かれたのか、もう一度その理由を明らかにしていただきたいと思うのです。

○国務大臣(大橋武夫君) 再就職の際に、再就職準備のための準備金が当然必要でございますので、それを新しく設けることによつて従来の金額を据え置くことが適当だと、かような判断でございます。

○田畑金光君 私は、その説明だけでは納得ができません、こう思うのです。と申しますのは、就職促進手当というのは、いまさら申し上げる必要もないと、こう思うのですが、要するに失業保険との見合ひで、この額はきめられなくてはなりません。

それから、もう一つ、失業保険と併合して、要するに就職準備期間、あるいは就職運動を考慮して、最高三年までは支給できるというのが、この制度の発足したいきさつだと私は記憶しているのです。そういうことを見てみますと、この就職促進手当というのは、炭鉱離職者が失業保険の期限が切れて、なお就職できない、そうして、さらに就職活動を積極的に進めていく、それについて最低の生活が保障されて、次の就職活動ができるように、そういう趣旨で、就職促進手当という制度が生まれたと私は記憶しておるのですが、そういう点から見ると、別に就職奨励金を、再就職の奨励金を出したから、それとすりかえて、これは押えてもいいのだという筋合いでもなければ性格でもない、こう私は判断しておるのですが、この点は、どうでしょう。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のように、失業保険におきましては、退職時の給付を基準にいたしまして、その後の給付額を決定しておるわけでございますが、今回の就職促進手当というものは、大体、その長期の制度として設けたものではなく、合理化による離職後、一定の期間やるといふことでございまして、一面におきまして、再就職の際の支度金にの対する御要望が、かなりございまして、予算

の編成にあたりまして、かれこれ比較検討いたしました結果、就職の際の支度金の制度を新たにつくると、これによつて金額の引き上げは見送るということがよろしかろうと、かように政治的に判断をいたしましたわけでございます。

○田畑金光君 大臣も御承知のように、これは三十七年十二月の臨時国会でしたか、石炭国会、給与国会として開かれたあの当時、すでに四百五十円が妥当かどうかということが議論になつて、そしてその当時、自民両党、あるいは自由、民社の非公式な話し合ひの中では、四百五十円について、これを若干引き上げる措置を講じよう、と、そういう話し合ひも実は内々なされ、また、要結するまでもないが、別の話し合ひでもつて御算になったというものは、大臣御記憶のとおりだと思ふのです。

それから、もう一つ、特にこの制度について考えていただかねばならぬことは、大臣は暫定的な措置と言われましたが、なるほど暫定措置といへばそれであるかもしれませんが、しかし、失業保険の給付制限が切れて、なおかつ就職できない人は、失業保険支給期間も含めて、三年の間就職促進手当の措置を講じて、次の就職活動に遺憾なからしめようと、これが制度発足の趣旨だとすれば、決してこれは暫定的でもないので、暫定という定義はむしろおしいです。ある程度長きにわたつても、炭鉱離職者については、こういう制度でもつて次の就職の機会を保障してあげようという精神に出ていると、こう思うのです。また、もう一つ、私は、こ

ういうのが初めて炭鉱離職者に新しい制度として取り入れられた措置は、私は、石炭の離職者というものが、国家の大きな政策の転換から生まれた離職者である。しかも、炭鉱企業そのものが、かつては戦後の日本の傾斜生産に表現されるように、産業復興の大きな動脈をなした、言へば国家の功労者だ、と、そういう一つの思想的な立場から炭鉱離職者については特別な措置が講じられ、その一つがこの離職者の就職促進手当になつたと思ふのです。社会政策的な意味が多分に私はこの制度の中に入つておると思ふのです。

そういうことを考えてみますと、これに準ずる日雇い労働者の賃金目録も、私は不十分であるという考えを持つておりますが、とにかくそれ九・七%引き上げ措置が講ぜられておる。生活扶助にも一三%引き上げ措置が講じられておる。そういうことを見ますならば、私は、もつと別の意味の社会政策的な何かを理由として上げるのでなければ、ただ単に、別に再就職の奨励金が制度として設けられたからという理由だけでこれを押えたということは納得できないのです。それは理由にならぬと思ふのです。また、この制度発足の精神に照らしても矛盾していると思ふのです。その点どういふようにお考えでしようか。

○政府委員(有馬元治君) ただいまの促進手当の最高額の問題ですが、これは先生が御指摘になりましたように、昨年法律ができました経緯からいいますと、産炭地における再就職の賃金を、それから失業保険の日額というものを勘案いたしまして、最高を四百五十円と法律で定められたわけでございます。

ます。その後失業保険法の改正でもつて、扶養家族加算金制度が新たに付け加わりまして、平均的に見ますと五十円ほど上積みになった。したがつて、五百円が最高になつておる状況でございますが、その後の産炭地域における、石炭鉱業における賃金の伸び並びに再就職賃金の状況を見てみますと、法律が昨年できて以来、さほど大きな事情の変化はないわけでございます。すなわち、石炭鉱業の賃金は、若干伸びておりますが、法律制定当時の事情を大きく変更さすほどの事情でもございませぬし、再就職の賃金の状況を見ますと、大体山元では二万円前後、京浜東京方面に出て参りまして二万五千円から三万円近く、これがまあ再就職賃金の相場になつております。したがりますと、山元において離職中のものが最高日額五百円、大体七割程度は、この最高の給付を受けておるわけでございますが、これで計算しますと、暦日計算で三十倍いたしまして一万五千円、それで炭住に住んで交通費がかからず諸経費が割安につくという計算をいたしますと、山元ないし山元近くの再就職賃金は、大体見合ふ金額でございます。したがりますと、就職促進手当の日額を引き上げる必要は非常に乏しいわけでございます。それよりも早く就職する者に、より手厚い就職支度金制度を設けてあげたほうが就職の促進になる、こういう情勢判断をいたしまして、先ほど大臣が申し上げました再就職奨励金制度を新たに付加することによつて就職を促進していこう、こういう考え方で最高額はそのまま据え置きにいたしましたわけでございます。

○田畑金光君 いま就職促進手当をもらつておる人方は幾らぐらゐるのですか。そうして、その中で七割は最高五百円をもらつておるというお話ですが、大体幾らぐらゐる方がおるのか、さらにあなたの話の中にありまして、今度新しく予算措置も講じられておるが、再就職の奨励金ですか、これはどれくらい一人当たり、いろいろな段階がありまして、予定しておるのか。それからまた、あなたの話の中に、これを引き上げる条件がないと、その一つは、炭鉱の労働者の賃金が上がつていないと、こういうわけですが、炭鉱の労働者の賃金は、やはりそれなりに、世間一般の水準までいつているかどうかは別にして、毎年、昨年は何割でしたか、八割か九割前後上がったはずですね。さらにまた、もう一つ物価の値上がりなんということがあるが、今度の、あなたも御承知のように、すべてのこういうものを引き上げる促進力になつてゐるわけですか。日雇い労働者の賃金もそうですし、あるいは生活扶助費のあれでもそうですし、あるいはまた、民間の賃金でも、いま行なわれておる公務員あるいは公社関係の職員の賃上げについても、一つは物価の値上がりというのが大きなき要素になつてゐるの、あなたも御承知でしょうが、そういうものもろの要素を含めて、なおかつ、これは現状では押えねばならぬという理由、要するに、端的に言うと、これを、賃金を上げることによつて、炭鉱離職者が、いつまでも失業者として滞留するといふよりも、むしろそれは押さえて他のほうに就職させるのには、賃金はくびづけにしたほうがよろしい、そういう

政策的な判断から、こうなつたのだ、こういうことならば、それも一つの理由なんです、そういう理由なのかどうか。はつきりひとつ示してもらいたいと思ふのです。

○政府委員(有馬元治君) 現在促進手当を受けておる者は約七千名ございまして。その六割半分ちよつと程度が、先ほどの最高額を受けておるわけでございます。

そこで、最高額を据え置いた理由を、先ほど説明したのですが、石炭鉱業における賃金の伸びがとまつておるというのを申し上げましたが、賃金の伸びが比較的少ない、その事情を反映して、失業保険の受給者の日額の分布図を産炭地につくつてございまして、この分布図を見ますと、賃金の伸びが、この分布図を反映して、失業保険の受給金額も伸び悩んでおる。直接的な比較ではございせんが、その賃金の伸びが、賃金を反映して、失業保険の受給金額も伸び悩んでおる。こういう事情を考慮して据え置いたわけでございます。しかし、昨年法律が改正になつて、さらに八月、失業保険法の一部改正に伴つて、扶養加算金制度ができたわけでございますので、比較的新しい時点に立つた最近の事情を考慮されてきめられた金額でございまして、その後の事情の動きは多少ございまして、これも、変更するほどの事情ではない、こういうふうに判断をいたしましたわけでございます。

一方、それでは離職者の生活が、諸物価の高騰に伴つて著しく窮乏になるかという問題でございまして、これはいろいろの見方があるかと思ひますが、山元における再就職賃金というものが、大体二万円前後の相場になつておりますので、やはり山元で生活を維持していく上におきましては、この辺の金額を目安にして、促進手当を算定すればいいのではないかと。無理やりに安い賃金に、安い手当に押し込んでおいて、再就職をスムーズにするといふふうな考え方を必ずしも私もとつておりませんが、現状で、まあ手当の額としては、まあまあではないか。そして、それよりも再就職を促進して、その支度金をはずんであげたほうが、より再就職の促進になるのではないかと。こういう考え方で据え置いたわけでございます。

○田畑金光君 先ほど、大臣のお話では、過去一年間で、予定よりもたくさん離職者が一時的に出てきた。そういう関係で、四万をこえる離職者だらうというお話でございまして、私がもつた資料によれば、三十九年三月末、これはまだ、三十九年三月末まではございせんが、大体、三万七千余の離職者を見るわけでございますが、これは四万をこえて四万三百名も離職者が出たというの、これは正しい数字なんです。それとも予測が入つてゐるのですか。どうなんです、これは。

○政府委員(有馬元治君) 炭鉱の合理化が始まつて以来、三十四年から昨年の十月末現在までで八万八千人の再就職が職安機関の手を通じて行なわれております。昨年一年間をみますと、四月から十一月までの累計でございまして、二万七千四百六十一名の就職をみております。で、これを当初の再就職計画と比較して申し上げますと、先ほど、十月現在の手直しによりまして、四万とんで三百人の新規の離職者が発生する、求職者が発生するといふ見込みを立てたわけでございますが、これに對しまして、十一月末現在で三万六千八百人の新規の求職者が出ております。そのうちで安定所の紹介による就職が一万六千人でございます。この一万六千人は、一万九千人の予定に對し

て一万六千人の実績を上げてゐるわけでございます。その内訳は、政府機関に二千八百人再就職を予定しておりますが、これも同じ十月末現在でとりまして、千六百五十一名の再就職がなされております。その他、会社のあつせん等によりまして、結局、就職者の合計は二万一千七百七十七名になっております。山元に滞留しておる未就職者の数字が二万三千九百人、こういう状態になつております。御指摘の政府機関の二千八百名の内訳でございまして、大口は何と申しまして、郵政省の千名の予定でございまして、十月末現在では三百二十名で、年度末の見通しでは、大体、これが六百名前後になるかと思ひます。郵政省の次は地方公共団体、府県市町村関係でございまして、これは十月末現在で七百八十六名ございまして、年度末までは、これは予定の千名を若干上回るのではないかと。かように考えられます。その他各省、それぞれ割り当てをいたしまして、合計二千八百名の予定に對して、十月末現在で、先ほど申しました千六百五十一名で、年度末までは、大体二千五、六百名までいくのではないかと。かような見通しを持っております。

○田畑金光君 もうひとつ、大臣の先ほどの御答弁で、少し理解しにくい点があつたのですが、それを私は、根拠法律も何も持つてきてないの、お尋ねしますが、ことしの炭鉱離職者緊急就労対策事業に予定されておる人員が一六千四百名、こうなつておるわけですか。根拠法は、本年の十二月末に期限がくるので、これを昭和四十一年度末、昭和四十三年三月末まで実施を延長する。こういう先ほどの説明でした

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

○田畑金光君 見込みでございまして、これはもつと少ないのじゃないかと思ひますが、これは石炭局長のほうにお聞きしたほうが正確かもしれませ

が、法律を改正しない、ただ、毎年予算措置によって、事業を継続していきたいというお話をしたが、しかしやはり法律を改正しないと予算措置もできないのではないかと、これは常識的に、こう感じたのですが、その辺は、どういふ事情なのか、どういふ方法でやっていたらとされるのか、一度、御説明願いたいと思うのです。

○国務大臣(大橋武夫) 従来は、補助金の支出につきましては、大蔵当局の方針をいたしまして、補助金の要求が相次いで起こってくる、そしてこれを財政当局としては、できるだけ圧縮したい、こういう考えのもとに、補助金は法律の根拠に基づきものでなければ、大蔵省としては認めないという方針をとっておたわけでございます。そのために、単なる補助金の支出を目的とした法案が、予算関係法案として毎年提案されておたのでございますが、これらは国会の御審議をわすれず、そのものでございます。したがって、こうした事柄については、予算として御審議をいたした、国会に対する手続としては十分で、あとは大蔵省の自己防衛策としてやっておたのであるから、こういう習慣は、できるだけ改めたい、こういう趣旨で、今後は、単に補助金を支出することだけを目的とした法案はできるだけ提出しない、そして補助金の支出の継続性については、閣議決定の根拠に基づくようにしよう、こういうことを政府としては方針として一応きめたわけでございます。その方針の適用の一号といたしまして、たまたま今年末をもって法律の効力を失いますこの緊急就労対策事業につきまして、法律失効後においては、閣議決定に基づいて、従前と同じ条件で、つまり失効した法律と同じ条件で補助を継続する。こういう閣議決定による方針を決定いたしましたわけでございます。

○田畑金光君 補助金の支出並びにその根拠法というのはたくさんあるかと思ひますが、いま大臣のお話の趣旨といたしまして、すべての補助金について、予算と根拠法規の関係について適用されていくのかどうか。その点の一つ、それからもう一つ、もしそういう閣議決定で将来進めていくというふうな場合には、三十九年度は六千四百名であるが、四十年年度の予算編成のときは、その時点において、当然人のワケについては動いていくものだと見るわけですが、それは、その当時の情勢に即して、また六千名にするのか、六千四百名を維持するのかという、それはそのときの情勢に基づいて検討されるのか。さらに、この制度の存続については、一応昭和四十三年三月末までは期間を延長するということでありまして、この期間、この人員のワケについては、政府の時の判断で、弾力性をもって増減を考えていくという趣旨なのかどうか、その辺もあわせてひとつ御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫) 今回の措置の持つておきます意味は、先ほど申し上げました予算と、予算によって措置されたものについて、単に補助金の交付だけを目的とした法案は、今後できるだけ提案を避けるようにしようという趣旨でございます。それ以外に何ら変更はございません。したがって、毎年の予算のワケであるとか、そういう

ことは従来、法律で行なわれておたときと同様でございます。毎年予算編成期におきまして、翌年度の状況を計上いたすことになるわけでございます。

したがって、ワケの増減につきましては、毎年予算によって決定していくというところは、従来、法律によつた場合と同様でございます。それから四十二年度までは、引き続き継続するということも、これは政府の方針として、閣議で決定をいたしておることでございます。

○田畑金光君 労働大臣に対する質問は四時まではという約束ですから、これで私は終わります。通産大臣に一点だけこの際お尋ねしておきたい点がございまして、通産大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。それは最近、新聞紙上等でも散見しておりますが、昭和三十六年度における国鉄運賃の一五%値上げにつれて、政府は石炭の合理化目標達成という大きな問題をかかえておられまして、要するに、石炭に対する一五%運賃値上げについては、その半額、二分の一を三十八年度まではたな上げをする、そういうことで今日まできたわけですが、その期限が到来したわけでありまして、これについて新聞等では、政府は、通産省は特に延長措置を大蔵省と交渉しているというふうなことも出ておりますが、今後これはどのような方針で処理されていくのか、明らかにされたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) いまままでの分は、三十八年度末までの分は、この際

たな上げいたしました。あと数年間、四十三年度以降に数年間で支払いをする、三十九年度からの分はとにかくスクラップ・アンド・ビルドの方式で合理化の対策もずいぶん進んできておるし、国鉄も非常に困っているからというので、これは運賃のほうは支払う、こういうことになりましたわけでございます。

○田畑金光君 そうしますと、昭和三十三年の三月末までの分ですね、これは半分たな上げになっているわけですが、そうしますと、その二分の一、従来たな上げになったやつは、昭和四十三年以降何年かにわたつて分割払いになるわけですね。それは、やはり約束どおり炭鉱業者に履行させるのか、これが一点です。

それから第二点としては、三十九年四月一日以降については半分たな上げというものはなくなりますが、結局一五%の値上げは、そのまま炭鉱業者にかぶせて、国鉄運賃は納入させるのかどうか、この点です。

○国務大臣(福田一君) ただいま田畑委員から仰せになりましたように、三十八年三月までの半額につきましては、これはたな上げをしてあります。たな上げをすることになっていまして、これは四十三年度以降に支払わされる、何年間かで支払わされる。というのは、四十二年を目途にして一応高エネルギー、高賃金の炭鉱にするという建前でスクラップ・アンド・ビルドをやっているのではないかと。まあこういうことで、実を言いますと、通産省としては、もう少し延ばそうと思つてだいたいふ考えたのですが、運輸省のほうも、非常にう

ことで、そうなりますと、いろいろ話の上で、しかし、そう言つたて、前の分まで一べんに払うわけにいかない。実を言いますと、今後、もうしばらくその方式をとりたいたいと思つたのですが、まあまあいままでも、相当石炭産業には国も力を入れて補助もし、そうしてだんだん合理化もしているのだから、もうそろそろ払つてくれてもいいじゃないかというふうなことであります。それで、それならばやむを得ないということと、四月からは、だから一五%値上げをもう全部七・五%あわせてかぶるという形になったわけでありまして、

○田畑金光君 そうしますと、私は、三十八年度末までの二分の一のたな上げが、通産当局としては、もうしばらく延長してもらいたい、ことに大臣御承知のように、炭鉱合理化計画の目標年度が一応昭和四十二年末ということにもなつておるし、それとの見合いから、この運賃についても、それまで延長して、これ、こういう話し合いがなされて、その話し合いが、まだ最終結論に至つていないような、私たちは新聞で記事を見て、印象を受けておりましたが、その点は、そうなる、三十九年からはまるまる運賃を業者が払わなくなつて、こういうことになったわけですか。

○国務大臣(福田一君) お説のとおりでございます。経営者のほうともずいぶん連絡をとりながら、実は交渉を進めてまいつたのでありますが、運輸省としては、今までのたな上げた分も、払つてくれ、こういうことであったんだけれども、そんなことは、あまりにもひどいではないか、とにかく今までの分はたな上げた、これからの分はや

むを得ない、こういうことで話をきめたいわけであり。という事は、石炭産業に對して、運輸省の言い分は、石炭産業にはいふん国から、もう補助をしたり、いろいろな資金をあらしめて、そうして四十二年までには完全自立できる、高効率、高賃金の石炭産業になるという事になっているんじゃないか、その過程において、石炭の運賃を払えないというので、どうして高効率、高賃金か、そういうものを払いながら、なおかつつりばに立ちいか、産業になつていくべきじゃないか、こういうことで、運輸省のほうは、がんばつておる。しかし、私のほうは、まあ四十二年になつたらということ、とにかく前の分もあわせて、四十二年以降に延ばしてくれ、こう言つて交渉しておつたのでありますが、とにかく中をとるような形で、三十九年度からは、運賃をとにかく払おうという事になつたわけであり。す。

○田畑金光君 石炭局長にお尋ねしますが、三十八年度までの二分の一のな上げというの、金額にしますとどれくらいになつておるのか。それを昭和四十三年の四月から分割払いするといふのは、どういう形式で、どういう方法で分割払いをさせていくというのか。この辺、ひとつ御説明願いたいと思ふのです。

○政府委員(新井眞一君) ただいま大臣の申し上げましたように、三十八年度末の未納分が約二十二億、これを四十三年度以降期間内にとごさいますが、これは先般も、三十九年度以降期間内にとごさいという趣意と同じでございますので、三年間に分割をして払うこ

とにするということに了解をいたしておきます。

○田畑金光君 以上です。

○小宮市太郎君 相当時間がたちましたので、私は質問をしほつて、産炭地対策についてお尋ねしたいと思ひます。その前に石炭局長に、さつき質問をしかけてやめておりましたから、それをちよつとお聞きしたい。

三十七年、三十八年度、大体整理されるのが七百六十万トンですか、それと三十九年度が五百万トンとすると、有沢調査団の想定しておりました一千二百五十万トンですか、これを今年度で、三十九年度で、大体達成する、こういうことになるわけですか。そういうふうな考へてよろしゅうございませうか。

○政府委員(新井眞一君) 御承知のように石炭を非効率炭の整備という事で、前に買い上げ方式でやつておりましたのが、御承知のようになつた三十万トンでございまして、三十七年から新方式に変わつておりました。この新方式というの、基本の目標として一千二百五十万トンという形が出ております。その中では、三十八年度まで七百六十万トン整備をいたしておりましたので、したがつて、三十九年度はどうなつて、先ほど申しましたように三百三十万トン、三百四十万トンに相なりまして、そこで、約一千三百万トンという形になります。ほほあと二百五十万トンと申しますか、そのうちの数字が残るという見通しでございます。したがつて、一千二百五十万トンと先生がおっしゃるのは、新方式の基本の目標の分だけでございますので、その分は三十八年度分までは七百六

十万トンくらいしかやつておりません。しかしながら、三十九年度もございまして、あと残り少なくなつてくるということでございます。

○小宮市太郎君 そうですね、大体三十九年度が山というよりなことに考へられるわけですが、こういうように人員整理を中心とした石炭業界の合理化というの、本年度で一応山をこえた、こういうふうには私は考へるわけですが、したがつて、大手各社の出炭能力も相当向上したと私は思ふのですが、私の聞いているところでは、ある山のごときは、すでに一人当たりの出炭量が五千トンに達したところもある。有沢調査団が四十二年を想定して大手の出炭能力は四十トン、これを水準のうちに言つておつたと思つておりますが、大体形式的にはこれが達成されつづける、こういうふうに見えてい

ます。まあ、数字を見ても、本年度の出炭率は、相当上回つておるよう思ひます。

そこで、私がお尋ねしたいのは、四十トンはおろか、四十二年度になれば、四十五、六十トンという高効率の出炭になるのではないかと、そう簡単に、そろばんとおりにいかないとしても、そういう方向にいくのではないかと、こ

ういうふうに思ふのです。そうしますと、いわゆる出炭能力を向上させた背景というものは、これは何といつても人員の減少というものが大きな寄与をしていて、ということになるわけですが、そうすると、また一面、労働関係から言つて、過重な労働がなされてい

るのではないかと、過重な労働がなされてい

るのではないかと、過重な労働がなされてい

るのではないかと、過重な労働がなされてい

るのではないかと、過重な労働がなされてい

るのではないかと、過重な労働がなされてい

かと思ふのでございすが、いままでは何と申しますか、非常に閉山なりスクラップなりに、いろいろ世間のほうも頭が向いておられますけれども、しんとしてビルドアップは進んでおりまして、近代化、投資の成果等も、それぞ

れ坑内の機械化率も進んでおりますし、それから増強してまいります山全体の出炭いたします量が、全体の量に占める比率もだんだんふえてまいつておられます。先般百トン当たりの、百トンを出すのに、一休何片使用のかというので、切羽の能力を一べん計算してみたのでございすが、これはいろいろ前提条件もございするけれども、まあおろか、最近半分ぐらいに上つておる、片数が百トン当たり。そういうふうなことで、やはりせつかく進んでおります。基礎の合理化のラインと申しますか、いわゆる高効率、高賃金への石炭産業の道は、順次進みつつあると私は信じておるわけでございます。

○小宮市太郎君 大体数字的に私の考へておることと一致しておるの、よくわかりました。しかし、石炭は不足しておるというところ、それから産炭地のいわゆる振興といふものがおくれ

ておるというところ、これは先ほど来、事件があつたのですが、策定で、町の町会議員ですか、それと教育委員が、中学生を使つて古い山の石炭を盗炭しておつた、これが明るみに出たわけですが、これはまことに児童福祉法から言つて、児童福祉の問題も

ありましようし、石炭から言へば、鉱山法の問題もありましようし、いろいろの問題があると思ひますけれども、

これは何といつても石炭の不足しているといふのは、これは直接の問題は需給関係でしようけれども、本質的な問題は、産炭地の経済状態が非常に悪いといふこと、これが、こういう事件を起こしておると私どもは見えておるのですが、こういう点について御存じであつたのか、あれば、それについてどういふお考えをお持ちになれるのか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(新井眞一君) いまお話のございました中学生を使つての盗掘事件というのは、私も、あとで現地から報告を受けて驚いてゐるわけでございます。御承知のように、石炭産業といふものは非常に供給の弾力性もございませんし、また需要とのにらみ合ひで、ちよつと高くなりまゝと、どつと足らないような事情で仮需要も出てくるといふような事情もございまして、よくならずと、そういうふうな盗掘とか、あるいは水洗とか、あるいはボタを洗つて炭を出すとか、そういう限界の動きといふものは、確かに起こりやすいと想像できるわけでございます。これも私も、盗掘はあくまでも鉱業法上監督しなければならぬけれども、現地を通じまして、いろいろやつておられますけれども、事実そういう問題のあつたことは、あとから現地の報告を受けているような次第でございます。できるだけこういふことのないようにやつてまいりたいと思ひますが、なかなかこまかく、しかも、こいつは現行犯でとつかまへませんと問題にならないという点もありまして、警察とも連絡をいたしまして、大いに監督を十分にしてまいりたいと思ひます。

○小宮市太郎君 そこで通産大臣にお尋ねしたいのですが、石炭鉱業が近代的な生産体制を確立して、高効率で高賃金の安定した産業としてやつていくといふこと、それについては、数字でいへば五千五百万トンの生産を確保して、大いにやるといふように、自信のほどが述べられたわけですが、この石炭の産地の感情としては、もつと規模を拡大してもらいたい、そしてその雇用安定、石炭の生産規模の拡大と雇用安定とを調和してもらいたい、こういうふうな希望がまだにあるわけなんです、そういう点について通産大臣の所見を承りたい。

○國務大臣(福田一君) 産炭地の関係からお考えになれば、また、地元の方からお考えになれば、そういう御希望、御要望があるのは、これは当然なことだと思ひます。要は、それだけの需要が確保できるかどうか、また、その需要に應じ、需要は、値段の関係もありまして、数量の関係も両方あるわけですが、その需要の確保が問題だろうと思ひますが、五千五百万トン、いまのところ見ますと、実際は供給が五千二百万トンぐらいでありまして、まだ問題はそれほど起きていないのであります。はたしていまの需要状態が五千五百万トンが確保できるかどうか、いわゆる過不足なしにいくかどうかといふことになる、いろいろ見方があるやうであります。むしろ余るといふ見方のほうが、百万ないし二百万トン余るのじゃないか、五千五百万トンといふことでは、という見方もございまして、われわれとしては、お約束をいたして、また天下に声明をいたしておるのでありますから、

何としても五千五百万トンの需要を確保するといふ案において、これは解決する。そして場合によつては、それがもし油の問題等いろいろございまして、できればもつと多くすることに ついては、われわれは決してそう反対しておるものでもなければ、また、希望を捨てておるのでもありません。

それから、事情いかによりまして、あつたかと思ふのであります。それは、たとへば日本の経済の関係からいまして、どうしても油のようなもの、をそうそうたくさんは買えないといふやうな、そういう海外の資源はできるだけ押さえて輸入を少なくするといふやうな政策をとらなければならぬといふやうな場合があり得ると仮定いたしますれば、この五千五百万トンの数字はまた変わってくるかも知れません。いずれにしても、また、われわれとしては、何としても五千五百万トンはその需要を確保するといふ政策でやつてまいりたい、こういうわけでございます。また、産炭地のほうでどういふ御希望があるのはわかるが、いまの状況ですと、なかなか油との関係その他で、その需要をふやすといふことはむずかしいのではないかと、こういうふうな考へてゐるわけでありま

て、経済的根拠といふか、科学的根拠といふか、もつと日本の将来に向かつての政策といふものが強く明示されていかなきゃならぬと、こういうふうに感ずるわけでございます。特に九州を例にとりますと、筑豊炭田には、なお可採炭量が二十四億トンある。これは理論的な数字だといへば理論的な数字かも知れません。三池を合わせた四十億トン以上の石炭資源がまだあるんだと、こういうふうに推定する人もあるわけなんです。わが国の長期的エネルギーの需給の条件を見れば、これは重要な視しななければならぬ。将来ともこれは重視していかなきゃならぬ。眠れる資源でございまして、からね。ですから、これを特に重視しなければならぬと思ふんですが、特に露天掘りだとか、立て坑の開発とか、特に大牟田の近在においては、新島等をつくりまして立て坑の開発が二カ所ほど、もうすでに済んでおります。あるいはまた、水力採掘といふか、私は専門家でありませんからよくわかりませんが、地下ガス化です、ね、そういうふうないろいろな技術の開発を受け持つて、もつてエネルギーの総合的政策といふものは考えられぬものかと、こういうふうに思ひます。が、通産大臣どうでしょう。

○國務大臣(福田一君) もう先生と同じ意見でございまして、われわれは原料として石炭を使う方法がいじやないか、あるいは、また、先生がおつちやつたやうに、いわゆるガスとして、これを地下ガスとしてこれを利用する方法はないかといふような点は、今後大いに研究をいたしてまいりたいと思ひますが、それじゃ、いまの段

階において五千五百万トン以上、六千万トンでも七千万トンでも使つんだといふような経済的な根拠といふものは、それではなかなか出てこないんであります。やはりエネルギーといふものは安くて安定しているといふことを要望されているわけでありまして、その場合に、国内であれば一番安定はしております。海外から持つてきていふと、これがなくなつたらどういふことになるか、そういうことはいへば安定しているにきまつていふことになる、油と競合した場合に、必ずしも安くないといふやうなこともございまして、現在のところでは油を使うほうが有利であつても、とにかく五千五百万トンはこれを使用する。したがつて、電源開発に石炭火力を開発させる。その電源開発がやる火力発電の経費は財政資金を投入してやるというやうな形で、実はわれわれとしてはこの実現に邁進いたしておりますが、もちろん先生のお考えになるやうに、何とか利用する工夫はないかといふことについては、今後もひとつ、大いに研さん、研究につとめてまいりたい、かように考へておるところでございます。

○小宮市太郎君 大臣がおつちやつたおり、石炭産業の合理化があつても、石油と競争するといふことは理論的には非常に困難だと思ふ。したがつて、需要の面からいへば鉄鋼、電力との長期契約を合理化するとか拡大するとか、そういうふうないろいろの点があると思ひますが、特に産炭地として考へるのは、電力消費型の工業を産炭地の周辺に育成する、そして電力消費

を喚起していつて、産炭地の発電の基礎をつくる必要が必要じゃないか、こういうふうに思うのですが、その点はどうでしょう。最近、きょうの新聞で拝見いたしますと、いろんな計画もあつて、輸送面では相当の合理化ができるように思われますけれども、そういう揚げ地発電じゃなく、産地発電というものをと合理的に、構造的に考えられるという事はできないものでしょうか。

○国務大臣(福田一君) そういう問題の実は研究をいたしておるのであります。実際は送電線さえあれば、揚げ地発電じゃなくて産地発電のほうがいいのであります。現在のところ、送電線の分については、もうほとんどブールになっておまして、どうしても産炭地で火力発電をやる場合には、その火力をその地域で使うという工業がないと、いまのようなことはなかなかむずかしいということになっておりますが、しかし、これは全然ないわけではあります。ものによつてはできるではないかというので、いまそういうことも研究をいたしておるわけでございます。

○小宮市太郎君 私は、まあ石炭産地に住んでおるから、石炭がいつも頭にあつて、何度も何度もいまして、たまたまなことを繰り返して言つておるよりに思われるかもしれないが、実際にそこに住んで育つた者は、感情的に石炭というものを思っているわけですね。したがつて、この資源を何とかして将来まで伸ばしていかないかと、こういうことを思うわけですが、特に電力においては、電力は四ブロックに分かれておる、その電力の供給におい

ても、構造的に相当考へる余地があるのではないかと、何か電力の発電をやつても、そういう点ではばまれる点があるのじゃないか、こういう点が一点、考えられるわけです。

もう一点は、これは長い間の石炭鉱業は歴史を持つておりますから、そのルーツといふものが、需給関係のルート、そういうものがあるのじゃないか、単にいかないものがあるのじゃないか、はばむものがあるのじゃないか、そういうような点を思ひます。時々、間があまりありませんので、またの機会にもう少しお聞きしたいと思ひますけれども、そういう点いかがでしょう、何か……

○国務大臣(福田一君) まあ先ほどちよつと申し上げましたが、これは電力にして使うのが一番ある意味で早手回しであります。早手回しですが、送電線の関係が、四十万ボルトの送電線を九州と大阪の間にたなぐようになつておれば、これはできるものであります。したがつて、これはたしか二百億圓ぐらい金がかかると思ひます。こういうことができておると、かなりその問題も解決し得る面もあるのですが、まだそういう大規模なものもできておるかもしれません。したがつて、どうしても火力発電をいたしたとしても、そこで使うということになるので、まあしかし、カーバイト工業などというものは、その産炭地で発電をして、しかも、原料がすぐそばにあるという事で、あれはうまいくじやないかというようにあります。何か利用することに努力をするという事については、先生もそういう方面にお住いだからそういうふう

に考えたとおつしやられますが、私としては、一番その問題をあきらめさせていたたいと思ひますので、よくそういうことを何とかならぬか、どうにかならぬかというのをいつも口癖のように言つて研究させておるわけでありまして、いまのところ、すぐというところにはできておりません。しかし、ものによつてはできるんじゃないかというふうなものもあるように聞いておりますので、できるだけ御意旨に沿つて石炭の利用を考えていきたいと思ひます。

○小宮市太郎君 最後に、産炭地域の企業進出状況というのを、石炭局からこういう刷りものをいただいたわけですから、これを見ますと、大体一般的にいう中小企業というのが一〇〇%といつていいと思ひます。中でも雇用人数が百人未満というのが大部分を占めております。ほとんどこれは中小のうちでも小か零細に近いんじゃないかというように思ひます。しかも、私が二、三見たところでは、ほとんど若年労働者、中でも女子の労働者がかなりの数を占めておる。こういうので、政府で最初どういふ御計画を立て、どういふ工場誘致の構想を立てられたかわかりませんが、どうも現地ではがっかりしているというのが実情じゃないかというように思ひます。現地では、特に大きな工場をぜひ持つてきてもらいたい、こういうことを言つておるんですけど、そういう計画があるんですけど、今後おありであるかどうかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(新井眞一君) 確かに産炭地域の企業進出というものは、ようやく一年を少ししたような状況でございます。

いまして、産炭事業団も、ようやく貸し付け事業も軌道に乗り始めたという状況でございます。それから、何と申しまして、やはり従来は石炭産業でやつておつた地域でございますので、急に大企業を持つていくということ、かなり諸般の工場のプロジェクトと申しますか、いろいろな条件もございまして、なかなかむずかしいのではございませんか、しかし、いまのところ、お話のように中小企業が多々ございまして、これは事実でありますけれども、やはり水の問題、そのほかいろいろな問題が完全にはまいりません。これは、なかなか大企業がやつていけないわけでありまして、それとちやうどは、あくまでも貸し付けとか、あるいは土地の造成等によりまして大企業を誘導していくわけでありまして、計画的に、ある工場を持つていくという事は、なかなか困難でございますが、順次そういう態勢に持つていかなければならぬかと思ひます。しかし、あくまでもその場所に行つてその大企業が永続して経営ができていくのかどうかという問題がやはり基本の問題でございますので、なかなかその点はいろいろな困難の点もあるかと思ひます。

○小宮市太郎君 具体的なことを一つお聞きします。この資料の二ページの直方地区というののトップに、九州モールドというのがあるんです。これはすでに開始をしておるところなんです。これは鞍手町にあるのですが、ここに示してありますように資本金は三千万円ですが、設備投資が九千四百三十一万幾らとなつておるんですが、この九州モールドを鞍手町が誘致したわけですか。そのとき

に、もちろん工場を誘致するのでありますから、相当貧弱な地方財政の中から便宜を与えております。特に資金が足りないというので、町議会において千五百万円の予算外義務負担の債務保証を議決しているわけですね。相手の銀行というのは協和銀行の直方支店であるわけですね。ところが、三十八年の九月三十日で契約が切れた。そこで十一月の三十日に契約の更新をやつたわけですね。ところが、なかなかかわすかの期間であるけれども、生産状況の成績は非常に悪いわけですね。そのうちに、銀行から一千万円の代位弁済をいつてこられたわけですね。これは私も法律家でないで、こまかいことはわかりませんが、会社更生法を適用しないといふことで、いま一千万円の代位弁済を町が追られておる、こういう実情なんです。これはこの間、産炭地を回りましたときに、その町の助役から詳しく承つたんですが、こういう工場がきたのは、何のための産炭地振興かわからない、こういう状況なんです。こういうことを政府では御調査にかどうか、そういうことを御調査になつたことがあるのかどうか、ちよつと承りたいと思ひます。

○政府委員(新井眞一君) 九州モールドの問題、私もちよつと、うまいつておらぬといふことを聞いておまして、いませつかく事業の再建につきまして、関係者が集まつてやつておりますので、何とか立ち直るよう私も一緒に協力をいたしたいと思ひます。

が、しかし、こういうこともございませうので、よほど貸し付けのときに事業内容もよく見て、将来の経営としてもよくやっていくかどうかというのを相当検討していかねければ、かえって御迷惑をかけるという点がありますのと、さらに、早く融資しなければならぬという、両者の間でそういう問題を考えながら誘導もしていかなければならぬ点に苦心があるわけでもございませうが、この点は、私どもは九州モールの問題につきましては聞いております。

○小宮市太郎君 最後に、何ども最後に最後にと書いておられますけれども、ほんとうにこれで打ち切りです。まだたくさん言いたいことがあるんですけれども、通産大臣にぜひお願いしたいことは、産炭地の疲弊というものは十分御存じだと思ひます。したがって、古いことはございませうけれども、ちよつとした腐った網でもぶら下がろうという気持があるわけですね、まさか腐った網だからというのを認識して下がるわけじゃありませんけれども、何とか救済の道があればいいこととでやるわけですね。そうすると、こういうことにはあわぬとも限らぬ、ですからこれは、ぜひひとつ強力な御指導をしていただきたいということが第一点。

もう一点は、地方財政は、極度に逼迫しているわけですね。しかも、優遇をしなければやってこない、いろいろな条件をよくしてやらなければやってこない、こういう事情がございませうので、これは自治省との関係もございませうけれども、もっと地方財政に対しての思いやり、それと同時に、事業

団等の土地の買い上げ等についても、もつとお考えを願ひたい、たとえ福岡の近在ですけれども、坪百円か二百円で町があつてせんをする、それにブルドーザーを入れて整地をする、これが工場に売られるときには坪二千八百円程度になる、これではなかなかそう簡単に工場がやってこない、こういう実態もあるわけですね。したがって、地方自治体に対して悲鳴を上げさせるような産炭地振興策では、これは振興策でなくて、悪口を言えはつづいていくようなことになりかねない、こういうふうに私は思ひます。そういう点をひとつ今後十分指導していただくべきだと同時に、事業団に対しても、そういう点をもつと入りやすいように価格の点でも見ていただきたい、こういうことをお願いしたい。

もう一点は、工場が幾らいきましても、これは今日のような文明の時代でありますから、電話というものは、これはもう生産の一つの何といひますか、機構のうちに入つておるわけですね。ですから直通電話ができないといふと、これはもう工場としての機能が完全でないといふことも差しつかえないと思ひます。直通でございませぬから、朝電話していただいて、夕方やつと目的地に電話をつないでもらう、これじゃ商売にならぬのです。こういう点もひとつ早急に産炭地振興とともに、そういう電話の直通等も考慮に入れてやっていただきたい、こういうことを要望申し上げます。これについて簡単でよろしゅうございませうから、かまをひとつ、お述べ願ひたい、どういふかまえて

いっていただくか。

○国務大臣(福田一君) 御要望の趣旨に沿つて、できるだけお骨折りをしたいと思ひますが、何しろ私の関係でない分もございませうが、できるだけ御趣旨に沿つて、あたたい気持ちで産炭地振興にはあたりたいと思つております。

○委員長(岸田幸雄君) 他に御発言もなければ、通商産業大臣、労働大臣の所信表明並びに通商産業、労働両省の石炭関係予算についての質疑はこの程度にとどめます。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(岸田幸雄君) 速記を始めてください。

次に、二月十日予備審査のため本委員会に付託されました石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田通商産業大臣。

○国務大臣(福田一君) 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、昨年、第四十三国会におきまして、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について、鉱害賠償のための十分な担保をあらかじめ積み立てさせ、賠償担保制度を充実させるとともに、担保として積み立てられた資金に政府資金を加えたものを財源として、賠償資金融資を行ない、被害者の被害を厚くすると同時に、石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的として制定されたものであります。

この制度の実施につきましては、昨年七月、三億円全額政府出資の特殊法人として鉱害賠償基金を設立し、その促進につとめておりますが、最近の石炭鉱業の合理化の進展に伴ひ、累積している鉱害の処理の促進が強く要請されている一方、石炭鉱業における被害賠償資金の確保がきわめて困難な実情にあるため、被害賠償資金融資制度の一その活用をはかることが緊急の課題となつておるものであります。

来年度における石炭鉱業及び亜炭鉱業による被害の賠償につきましては、賠償義務者負担額として約三十四億円が予定されておりますが、このうち約十億円につきましては、最近の石炭鉱業及び亜炭鉱業の実情にかんがみ、鉱害賠償基金が貸し付けを行うことが必要であります。この貸付の財源を確保するため、鉱害賠償基金に対し、政府が一億円追加して出資することがぜひとも必要であります。

この改正案の内容は、被害の賠償を促進するため、鉱害賠償基金に対し、政府が追加して出資することができるとすることとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(岸田幸雄君) 以上で提案理由の説明を聴取いたしました。なお、質疑は後日に譲ることといたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十七分散会

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地振興対策に関する諸願(第五四三三号)

第五四三三号 昭和三十九年二月六日受理

産炭地振興対策に関する諸願(二通)

請願者 福岡県大牟田市本町二ノ三七 古賀治外一名

紹介議員 初木 亨弘君

この諸願の趣旨は、第六七号と同じである。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地振興対策に関する諸願(第七九二号)

第七九二号 昭和三十九年二月二十日受理

産炭地振興対策に関する諸願(二通)

請願者 福岡市渡辺通り五ノ三〇 井上吉左衛門外一名

紹介議員 野田 俊作君

この諸願の趣旨は、第六七号と同じである。

昭和三十九年三月二十一日印刷

昭和三十九年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局